

2025年3月期定時株主総会

議決権行使期限

2025年6月25日(水) 午後5時30分

日時

2025年6月26日(木) 午前10時

受付開始予定時刻 午前9時

場所

東京都新宿区西新宿6-6-2

ヒルトン東京 4階「菊の間」

決議事項

議案 取締役11名選任の件

オリンパス株式会社

証券コード:7733

OUR PURPOSE 私たちの存在意義

Making people's lives healthier, safer and more fulfilling
世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現

OUR CORE VALUES

 <p>PATIENT FOCUS 患者さん第一</p> <p>私たちは、 いかなる時も患者さんを 最優先に考えて行動します</p>	 <p>INTEGRITY 誠実</p> <p>私たちは、 正しい行動を取ります</p>	 <p>INNOVATION イノベーション</p> <p>私たちは、 物事をより良くするために、 新しい方法を追求します</p>	 <p>IMPACT 実行実現</p> <p>私たちは、 結果に対する責任を持ち、 やり遂げます</p>	 <p>EMPATHY 共感</p> <p>私たちは、 お互いを思いやり、 協力し合います</p>
--	--	---	---	---

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を経営理念に掲げ、医療従事者の皆さまとともに、病気の早期発見・診断・低侵襲治療に役立つ最適なソリューションおよびサービスの提供を通じ、医療水準の向上に注力しています。

2025年3月期は、様々な課題に直面した1年でしたが、品質保証・法規制対応の変革プロジェクト「Elevate」による強固な品質体制の基盤強化は順調に進捗し、患者さんの安全を第一とする企業文化の醸成の進化に貢献しています。

外部環境の急激な変化により、試練と成長機会の双方が顕在化する中、社内のガバナンス体制を強化することで優先的な取組みに資源を集中し、一層の企業価値の向上に努めてまいります。そして、2023年5月に公表した経営戦略に沿って、世界をリードするグローバル・メドテックカンパニーとして、さらなる飛躍と持続的な成長をしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

取締役 代表執行役

竹内康雄



目次

2025年3月期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	9
ご参考 (取締役選任議案が可決された場合の体制等)	23
事業報告	27
連結計算書類	63
計算書類	99
監査報告書	115
ご参考 (当社の内視鏡について紹介します等)	119



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7733/>



株主各位

証券コード 7733
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)
東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
取締役 竹内 康雄

2025年3月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社2025年3月期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、インターネットによる出席（以下、「バーチャル出席」）の方法により、ご質問および議決権行使を行っていただくことができます（詳細は、5～8頁の「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。）。
また、当社指定のウェブサイトにおいて、株主さまからの事前のご質問も受け付けています（詳細は、8頁の「事前質問受付のご案内」をご参照ください。）。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、3～4頁の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時	2025年6月26日（木）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）
② 場 所	東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京 4階 「菊の間」
③ 目的事項	報告事項 1. 2025年3月期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2025年3月期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 議案 取締役11名選任の件

以 上

電子提供措置について

●本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載していますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、以下の各ウェブサイトにて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載します。

当社ウェブサイト <https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
※「銘柄名（会社名）」に「オリンパス」または「コード」に「7733」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7733/tei/ji/>



交付書面の一部記載省略について

●電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面への記載を、法令および定款に基づき省略しています。なお、これらの事項は上記の各ウェブサイトに掲載しています。また、監査委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しています。

【事業報告】

1. 当社グループの現況に関する事項
「2.財産および損益の状況の推移」、「5.主要な借入先の状況」、「9.従業員の状況」、「10.その他当社グループの現況に関する重要な事項」
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社役員に関する事項
「2.責任限定契約の内容の概要」、「3.補償契約の内容の概要」、「4.役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「6.社外役員に関する事項」
5. 会計監査人に関する事項
6. 会社の体制および方針
「1.業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「2.会社の支配に関する基本方針」、「3.剰余金の配当等の決定に関する方針」

【連結計算書類および計算書類】

「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

事前に議決権を行使される場合

書面（郵送）で議決権を行使される場合

行使期限 **2025年6月25日（水曜日）**
午後5時30分到着分まで



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 **2025年6月25日（水曜日）**
午後5時30分まで



当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に沿って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください

事前の議決権行使のお取り扱いについて

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。
- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- バーチャル出席された場合における事前の議決権行使のお取り扱いについては、7頁の「2. 事前および当日の議決権行使のお取り扱い」をご参照ください。

株主総会に出席し議決権を行使される場合

会場から出席される場合

日時 **2025年6月26日（木曜日）**
午前10時（受付開始予定時刻：午前9時）



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

バーチャル出席される場合

日時 **2025年6月26日（木曜日）**
午前10時



当社指定のウェブサイトへアクセスのうえ、バーチャル株主総会システムにログインください。

詳細は5～8頁をご参照ください

株主総会へのご出席について

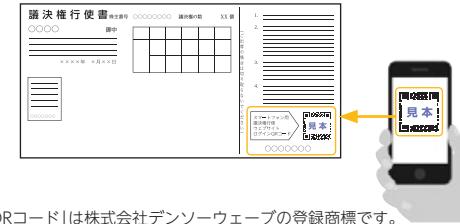
- 総会当日、会場内の座席数の都合上、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- 総会当日、電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主さまは、2頁に記載の各ウェブサイトより電子提供措置事項を印刷いただき、ご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

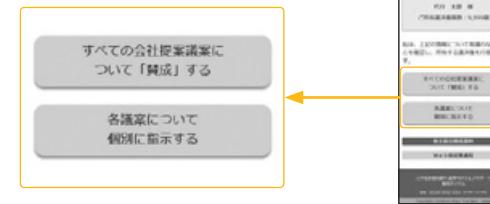
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル ☎0120-652-031（午前9時～午後9時受付）

議決権行使に関する事項以外のご照会 ☎0120-782-031（平日午前9時～午後5時受付）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

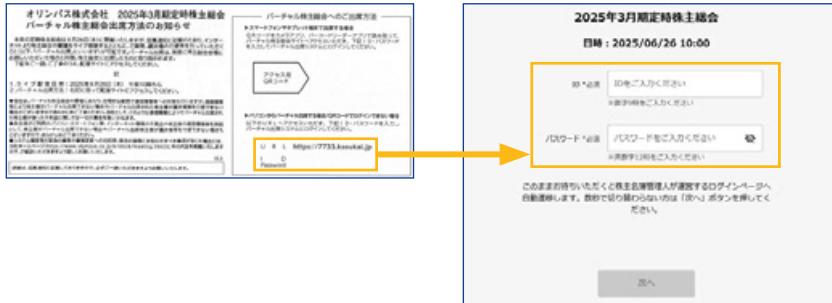
バーチャル出席のご案内

本株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、当社指定のウェブサイトよりライブ配信をご視聴いただきながら、ご質問および議決権の行使を行っていただく「バーチャル出席」が可能です。バーチャル出席は、実際に会場にお越しいただいた場合と同様、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。なお、動議のお取り扱いをはじめ、システム等の都合上、会場出席の株主さまと完全に同じお取り扱いをさせていただくことは難しい点、ご了承ください。

配信日時	2025年6月26日（木曜日）午前10時より	
ウェブサイト	https://7733.ksoukai.jp <small>※事前にアクセスいただき、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認をお願いします。</small>	

出席の方法

①上記ウェブサイトアクセスし、本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」記載のIDおよびパスワードをご入力の上、「次へ」ボタンをクリックします。（バーチャル株主総会システムにログインします。）



②「出席を申し込む」ボタンをクリックします。



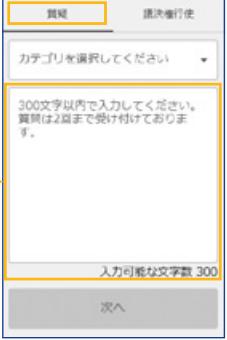
③「出席」ボタンをクリックします。
※「出席」ボタンは当日午前9時30分頃からクリック可能になります。



質問の方法

本株主総会開会後から質疑応答の開始5分後までに、以下の手順でご質問いただくことができます。なお、ご質問の範囲は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。また、お一人さま2問まで（1問につき最大300文字まで）とさせていただきます。

- ①ライブ配信画面の「質疑」のタブをクリックします。
- ②質問カテゴリを選択のうえ、ご質問をご入力し、「次へ」ボタンをクリックします。
- ③内容をご確認のうえ、「送信する」ボタンをクリックします。



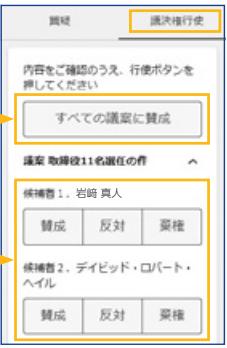
議決権行使の方法

本株主総会開会後から決議事項の採決時まで、以下の手順で議決権を行使いただくことができます。

- ①ライブ配信画面の「議決権行使」のタブをクリックします。
- ②議案の全てに賛成される場合
「すべての議案に賛成」を選択し、下部の「行使する」ボタンをクリックします。

議案について個別に賛否等の意思表示をされる場合
すべての決議事項に対して「賛成」、「反対」または「棄権」を選択し、下部の「行使する」ボタンをクリックします。

※「行使する」ボタンのクリックは1回までです。



【バーチャル株主総会に関するお問い合わせ先】

バーチャル株主総会に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせに対応しておりますので、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備のうえ、以下にお問い合わせください。
 なお、バーチャル出席用のID・パスワード、インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能、株主総会当日において株主さま側の環境等が原因と思われるトラブルについては、ご回答しかねますので、あらかじめご了承ください。

<バーチャル株主総会一般に関するお問合せ>
 三井住友信託銀行
 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
 電話番号：0120-782-041
 受付：午前9時～午後5時（土日祝日を除く。）

<システムに関する技術的なお問合せ>
 株式会社ブイキューブ
 電話番号：03-6833-6222
 受付：2025年6月25日（水曜日）午前9時～午後9時
 6月26日（木曜日）午前9時～本株主総会終了時まで

バーチャル出席における注意事項（必ずご確認ください）

1. ご質問のお取り扱い

- 質疑応答の時間に限りがありますので、本株主総会開催中にすべてのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、あらかじめご了承ください。
- 同じ質問を多数回連続して送信したり、個人的な攻撃等の不適切な内容を含む質問を繰り返し送信したりするなど、議事の進行やバーチャル株主総会システムの安定的な運営に支障があると判断した場合には、議長または議長の指揮命令に従い、バーチャル株主総会システムを管理する事務局の判断により、当社から当該バーチャル出席の株主さまとの通信を強制的に途絶させていただきます場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. 事前および当日の議決権行使のお取り扱い

- 書面またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主さまがバーチャル出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、当日の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- 事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- 事前に議決権を行使せず、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認できない場合には、賛成、反対および棄権のいずれにも加算しないものとしてお取り扱いします。
- 会場出席に加えてバーチャル出席をされた場合には、バーチャル株主総会システムからの議決権行使が確認された時点で、バーチャル株主総会システムからの議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。

3. 動議のお取り扱い

- バーチャル出席の株主さまからの動議は、システム等の都合上、取り上げることが困難な場合があるため、株主総会の手続きに関するものおよび議案に関するものを含めてすべて、提出は受け付けないこととさせていただきます。また、動議の採決につきましても、バーチャル出席の株主さまは、棄権または欠席として取り扱うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

4. 通信環境および通信障害等

- バーチャル出席いただくには、株主の皆さまにおいて、通信環境等を整えていただく必要がございます。株主さまがご利用のパソコン・スマートフォン等、インターネット環境の不具合や通信環境等を原因として、バーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

OS	Windows 10/11、MacOS 最新版	
ブラウザ	Windows	Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome
	MacOS	Safari
スマートフォン	<iPhone> iOS 12以上（ブラウザ：Safari）、<iPad> iOS 13以上（ブラウザ：Safari）、<Android> 8以上（ブラウザ：Google Chrome）	
通信速度	推奨5Mbps	
動作環境	PC	https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm01
	スマートフォン	https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm02

- バーチャル出席に必要となる通信機器類および通信料等一切の費用につきましては、株主さまのご負担とさせていただきます点、ご了承ください。
- 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境等の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、一時断絶などの通信障害その他のトラブルが発生する場合、株主さまがバーチャル出席できない場合または議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。当社として、このような通信障害等によってバーチャル出席の株主さまが被った不利益に関しては一切の責任を負いかねます。

5. 注意事項

- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみです。
- バーチャル出席によるご出席は、株主さま本人に限定しています。（代理人による出席を希望される株主さまは、法令および定款等の定めに従い、当日会場出席される株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。）
- バーチャル出席用のIDおよびパスワードを第三者に共有すること、本株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- バーチャル出席の株主さまが、音声等を通じて得た他の株主さまの個人情報やその他プライバシーに関する事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。
- 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更または中止とさせていただきます場合がございます。
- システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>）においてお知らせします。

事前質問受付のご案内

当社指定のウェブサイトにおいて、株主さまから事前にご質問をお受けします。

受付期間

2025年6月5日（木曜日）午前9時～6月19日（木曜日）午後5時30分まで

ウェブサイト

<https://7733.ksoukai.jp>



事前質問の方法

- ① 上記ウェブサイトアクセスし、5頁の「バーチャル出席のご案内」に記載の「出席の方法」①の手順に沿って、バーチャル株主総会システムにログインします。
- ② 「事前質問を行う」ボタンをクリックします。
- ③ 質問カテゴリを選択のうえ、ご質問をご入力し、「次へ」ボタンをクリックします。
※ご質問の範囲は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。
※お一人さま2問まで（1問につき最大300文字まで）とさせていただきます。
- ④ 内容をご確認のうえ、「申し込む」ボタンをクリックします。



- 株主の皆さまのご関心が高い事項につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定ですが、質疑応答の時間に限りがありますので、すべてのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、2024年10月28日付で取締役1名が辞任により退任しました。つきましては、指名委員会の決定に基づき、モニタリング・ボードとしての多様性、効率性および実効性を高めるため1名増員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	性別	外国籍
1	岩崎 真人 <small>いわ さき まさと</small>	再任 社外 独立 指名委員	男	
2	デイビッド・ロバート・ヘイル	再任 社外 独立 報酬委員	男	●
3	ジミー・シー・ビーズリー	再任 社外 独立 報酬委員	男	●
4	市川 佐知子 <small>いちかわ さちこ</small>	再任 社外 独立 監査委員	女	
5	観 恒平 <small>かん こうへい</small>	再任 社外 独立 監査委員	男	
6	ゲイリー・ジョン・プルーデン	再任 社外 独立 指名委員	男	●
7	ルアン・マリー・ペンディ	再任 社外 独立 報酬委員	女	●
8	石野 博 <small>いしの ひろし</small>	新任 社外 独立 —	男	
9	竹内 康雄 <small>たけうち やすお</small>	再任 取締役 代表執行役 会長兼社長兼チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）兼 ESG オフィサー* *株主総会参考書類作成時点	男	
10	ボブ・ホワイト	新任 —* *株主総会参考書類作成時点	男	●
11	大久保 俊彦 <small>おおくぼ としひこ</small>	再任 非執行 取締役 監査委員	男	

共通スキル	取締役候補者の主なスキル						就任予定				
	国際 ビジネス	経営全般	ヘルスケア 業界	品質保証	法務・ リスク管理	財務・会計	ESG	取締役会 議長	指名 委員	報酬 委員	監査 委員
●	●	●					●	●	● (委員長)		
●	●	●			●					●	
●	●	●	●							● (委員長)	
●				●	●	●					●
●				●	●	●					● (委員長)
●	●	●	●						●		
●		●	●						●		
●	●									●	
●	●	●			●	●					
●	●	●									●

(注) 1. 候補者ボブ・ホワイト氏の正式な氏名は、ロバート・ジョン・ホワイトです。
2. 上記のスキルについては、候補者の有する全てのスキルを表すものではありません。
【共通スキル】は、原則として取締役に対して共通して求める経験・知見であり、「専門スキル」は、各取締役が特に強みとする経験・知見です。

候補者番号

1

いわさき まさと
岩崎 真人

再任

独立

社外

- 生年月日 1958年11月6日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、指名委員会委員
- 所有する当社株式の数 3,101株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (3,101株)
- 社外取締役在任年数 1年
- 当期における出席状況 取締役会12/12回 (100%)
指名委員会11/11回 (100%)



略歴

- 1985年 4月 武田薬品工業株式会社入社
- 2008年 4月 同社製品戦略部長 シニアバイスプレジデント
- 2010年 6月 同社コーポレートオフィサー
- 2012年 1月 武田ファーマシューティカルズ・インターナショナルInc. チーフメディカル&サイエンティフィック・オフィサー・オフィス長
- 2012年 4月 武田薬品工業株式会社医薬営業本部長
- 2012年 6月 同社取締役
- 2015年 4月 同社ジャパンファーマビジネスユニットプレジデント
- 2021年 4月 同社日本管掌
- 2021年 6月 同社代表取締役
- 2022年 6月 JSR株式会社社外取締役
- 2023年 6月 公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会委員長 (現任)
株式会社Rock&Company代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー (現任)
- 2023年 7月 株式会社経営共創基盤 (現 株式会社IGPIグループ) シニア・エグゼクティブ・フェロー (現任)
- 2023年 9月 セルソース株式会社創薬戦略顧問
- 2024年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会委員長、株式会社Rock&Company代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー、株式会社IGPIグループシニア・エグゼクティブ・フェロー

選任の理由および期待される役割の概要

岩崎真人氏は、ヘルスケア業界におけるグローバル企業の経営者としての豊富な経験と他企業における社外取締役の経験を通じて培われたグローバルかつ広範な知見に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、指名委員会の委員として、幅広い視点から取締役の選任に関する議案の内容の決定および執行役の人事に係る事項等の審議を推進してきました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

2

デイビッド・ロバート・ヘイル

再任

独立

社外

- 生年月日 1984年12月21日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、報酬委員会委員
- 所有する当社株式の数 0株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (0株)
- 社外取締役在任年数 6年
- 当期における出席状況 取締役会14/16回 (87.5%)
報酬委員会6/6回 (100%)



略歴

- 2007年 9月 The Parthenon Group (現 EY-Parthenon) 入社
- 2009年 1月 Strategic Value Capital* アナリスト
* The Parthenon Groupの投資子会社
- 2009年 6月 The Parthenon Group シニアアソシエイト
- 2010年 5月 同社プリンシパル
- 2011年 1月 ValueAct Capital Management L.P. 入社
- 2012年12月 同社バイスプレジデント
- 2014年 5月 同社パートナー
- 2015年 3月 MSCI Inc. ディレクター
- 2015年 8月 Bausch Health Companies Inc. ディレクター
- 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2021年 6月 JSR株式会社社外取締役
- 2023年 8月 ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー (現任)

重要な兼職の状況

ValueAct Capital ManagementL.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー

選任の理由および期待される役割の概要

デイビッド・ロバート・ヘイル氏は、投資会社における経営者としての豊富な経験を通じて培われたグローバル経営に関する多角的な知見に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、報酬委員会の委員として、幅広い視点から取締役および執行役の報酬内容の決定を推進してきました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

3

ジミー・シー・ビーズリー

再任

独立

社外

- 生年月日 1963年4月6日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、報酬委員会委員長
- 所有する当社株式の数 7,247株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (3,101株)
- 社外取締役在任年数 6年
- 当期における出席状況 取締役会16/16回 (100%)
報酬委員会10/10回 (100%)



略歴

- 1986年 3月 Roche Laboratories (Division of Hoffman LaRoche) 地区マネージャー
- 1989年 6月 C. R. Bard Inc. バイスプレジデント 営業マーケティング担当
- 2003年 6月 同社Bard Access Systems部門プレジデント
- 2007年 4月 同社Bard Peripheral Vascular部門プレジデント
- 2009年 5月 同社グループ・バイスプレジデント
- 2013年 6月 同社グループ・プレジデント
- 2018年 5月 ValueAct Capital Management L.P. (以下、「VAC社」) へのコンサルタント兼エグゼクティブアドバイザー
※エグゼクティブアドバイザーの役割は、VAC社のコンサルティングであり、同社の従業員ではありません。本コンサルティング契約は、2019年3月に終了しています。
- 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由および期待される役割の概要

ジミー・シー・ビーズリー氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業での経営陣としての豊富な経験を通じて培われたグローバルでの医療事業における専門的知見に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、報酬委員会の委員長として、幅広い視点から取締役および執行役の報酬内容の審議を主導してきました。さらに、品質保証および法規制 (QA&RA) 委員会の委員として、当社グループのQA&RA体制構築に関する助言・監督を行いました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

4

いちかわ さちこ
市川 佐知子

再任

独立

社外

- 生年月日 1967年1月17日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、監査委員会委員
- 所有する当社株式の数 10,206株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (10,206株)
- 社外取締役在任年数 4年
- 当期における出席状況 取締役会15/16回 (93.8%)
監査委員会22/22回 (100%)



略歴

- 1997年 4月 弁護士登録
田辺総合法律事務所入所
- 2005年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2009年 11月 公益社団法人会社役員育成機構監事
- 2011年 1月 田辺総合法律事務所パートナー (現任)
- 2015年 6月 アンリツ株式会社社外取締役
公益社団法人会社役員育成機構理事
- 2018年 4月 米国公認会計士登録
- 2018年 5月 株式会社良品計画社外監査役
- 2020年 6月 公益社団法人会社役員育成機構監事
- 2021年 6月 東京エレクトロン株式会社社外取締役 (現任)
当社社外取締役 (現任)
- 2022年 6月 公益社団法人会社役員育成機構理事 (現任)
- 2024年 6月 アズビル株式会社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

田辺総合法律事務所パートナー、東京エレクトロン株式会社社外取締役、公益社団法人会社役員育成機構理事、アズビル株式会社社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

市川佐知子氏は、弁護士 (日本および米国ニューヨーク州) および米国公認会計士としての豊富な経験と複数の他企業における社外取締役および社外監査役の経験を通じて培われたグローバルかつ高度な専門性に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、監査委員会の委員として、幅広い視点から取締役および執行役の職務執行の監査を推進してきました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者番号

5

かん
観

こうへい
恒平

再任

独立

社外

- 生年月日 1960年3月7日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、監査委員会委員長
- 所有する当社株式の数 11,602株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (8,899株)
- 社外取締役在任年数 3年
- 当期における出席状況 取締役会16/16回 (100%)
監査委員会22/22回 (100%)



略歴

- 1986年 9月 公認会計士登録
- 1987年 4月 監査法人三田会計社 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
- 1998年 6月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 社員 (パートナー)
- 2013年 11月 デロイトトーマツグループおよび有限責任監査法人トーマツボードメンバー
- 2015年 11月 有限責任監査法人トーマツ包括代表
- 2018年 6月 デロイトトーマツ合同会社シニアアドバイザー
- 2018年 9月 デロイトアジアパシフィックリミテッド監査保証業務リーダー
- 2020年 1月 同社シニアアドバイザー
- 2020年 10月 観恒平公認会計士事務所 社長 (現任)
- 2020年 11月 国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー (現任)
- 2022年 1月 日本公認会計士協会シニアアドバイザー (現任)
- 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

観恒平公認会計士事務所 社長、国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー、日本公認会計士協会シニアアドバイザー

選任の理由および期待される役割の概要

観恒平氏は、公認会計士としての豊富な経験と監査法人における海外勤務、海外の監査保証業務における責任者および包括代表の経験を通じて培われたグローバルかつ高度な専門性に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、監査委員会の委員長として、幅広い視点から取締役および執行役の職務執行の監査を主導してきました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者番号

6

ゲイリー・ジョン・プルデン

再任

独立

社外

- 生年月日 1961年5月10日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、指名委員会委員
- 所有する当社株式の数 5,899株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (3,101株)
- 社外取締役在任年数 3年
- 当期における出席状況 取締役会15/16回 (93.8%)
指名委員会13/13回 (100%)



略歴

- 1985年 10月 Janssen Pharmaceutica 入社
- 1999年 6月 同社GI Franchise マーケティングディレクター
- 2001年 5月 同社Primary Care Franchise マーケティングバイスプレジデント
- 2002年 11月 同社CNS Franchise マーケティングバイスプレジデント
- 2004年 2月 Janssen-Ortho Canada INC プレジデント兼チーフオペレーティングオフィサー
- 2006年 1月 Ethicon Products Inc. ワールドワイドプレジデント
- 2009年 4月 Ethicon Franchise Inc. カンパニーグループチェアマン
- 2012年 1月 Johnson & Johnson Global Surgery Group ワールドワイドチェアマン
- 2015年 6月 同社Medical Devices エグゼクティブバイスプレジデント兼ワールドワイドチェアマン
- 2017年 12月 Motus GI Holdings Inc. 社外取締役
- 2018年 4月 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 (現任)
- 2019年 12月 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー (現任)
- 2020年 3月 OSSIO, Inc. 社外取締役 (現任)
- 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)
- 2022年 7月 Avisi Technologies, Inc. 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

Lantheus Holdings Inc. 社外取締役、GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー、OSSIO, Inc. 社外取締役、Avisi Technologies, Inc. 社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

ゲイリー・ジョン・プルデン氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業での経営者としての豊富な経験と複数の他企業における社外取締役の経験を通じて培われたグローバル経営に関する多角的な知見に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、指名委員会の委員として、幅広い視点から取締役の選任に関する議案の内容の決定および執行役の人事に係る事項等の審議を推進してきました。さらに、品質保証および法規制 (QA & RA) 委員会の委員長として、当社グループのQA & RA体制構築に関する助言・監督を行うとともに審議を主導しました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

7

ルアン・マリー・ペンディ

再任

独立

社外



- 生年月日 1960年5月8日生
- 現在の当社における地位および担当 社外取締役、報酬委員会委員
- 所有する当社株式の数 4,861株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (3,101株)
- 社外取締役在任年数 2年
- 当期における出席状況 取締役会16/16回 (100%)
報酬委員会10/10回 (100%)

略歴

- 1987年12月 Abbott Laboratories入社
- 1998年 2月 同社Quality Control Production Laboratories ディレクター
- 2007年 2月 Hospira, Inc.グローバルクオリティ&レギュラトリーアフェアーズコーポレート・バイスプレジデント
- 2008年11月 Medtronic Inc. (現 Medtronic plc.) コーポレートクオリティバイスプレジデント
- 2014年 6月 同社グローバルクオリティシニアバイスプレジデント
- 2017年11月 同社レギュラトリーアフェアーズ&グローバルクオリティシニアバイスプレジデント
- 2018年 1月 同社シニアバイスプレジデント、チーフクオリティオフィサー&チーフレギュラトリーオフィサー
- 2023年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由および期待される役割の概要

ルアン・マリー・ペンディ氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業や複数の他企業での品質保証および法規制(QA&RA)分野での豊富な経験と品質に関する委員会での経験を通じて培われたグローバルかつ高度な専門性に基づき、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対する助言・監督を行っています。また、報酬委員会の委員として、幅広い視点から取締役および執行役の報酬内容の決定を推進してきました。さらに、品質保証および法規制(QA&RA)委員会の委員として、当社グループのQA&RA体制構築に関する助言・監督を行いました。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

8

いしの ひろし
石野 博

新任

独立

社外



- 生年月日 1951年4月10日生
- 現在の当社における地位および担当 -
- 所有する当社株式の数 0株
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) (0株)
- 社外取締役在任年数 -年
- 当期における出席状況 取締役会-回 (-%)

略歴

- 1975年 4月 三菱商事株式会社入社
- 1995年12月 いすゞフィリピンズ* 取締役副社長
*三菱商事株式会社およびいすゞ自動車株式会社等との合併会社
- 2003年 3月 関西ペイント株式会社入社
- 2006年 6月 同社取締役国際本部副本部長
- 2008年 6月 同社常務取締役塗料事業部営業統括
- 2010年 4月 同社専務取締役営業管掌
- 2011年 6月 同社取締役専務執行役員営業国際調達管掌
- 2012年 6月 同社代表取締役専務執行役員営業国際調達管掌
- 2013年 4月 同社代表取締役社長
- 2019年 6月 同社相談役
- 2020年 7月 日本板硝子株式会社社外取締役 (現任)
- 2023年 6月 関西ペイント株式会社名誉顧問 (現任)

重要な兼職の状況

日本板硝子株式会社社外取締役、関西ペイント株式会社名誉顧問

選任の理由および期待される役割の概要

石野博氏は、大手商社における海外業務ならびに大手メーカーの経営者としてグローバル化の推進および従業員のマインドセット改革等に取り組んだ経験と他企業における社外取締役の経験を通じて培われたグローバルかつ広範な知見を有しています。当社は、同氏が高い見識・専門性および能力を有しており、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の監督機能および意思決定機能の実効的な強化に貢献いただけると判断しました。以上のことから、新たに社外取締役候補者となりました。

候補者番号

9

たけうち やすお
竹内 康雄

再任

- 生年月日 1957年2月25日生
- 現在の当社における地位および担当 取締役 代表執行役会長兼社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) 兼 ESGオフィサー*、報酬委員会委員
- 所有する当社株式の数 (うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) 279,944株 (81,922株)
- 取締役在任年数 13年
- 当期における出席状況 取締役会16/16回 (100%)
報酬委員会6/6回 (100%)



略歴

- 1980年 4月 当社入社
- 2009年 4月 Olympus Europa Holding GmbH (現 Olympus Europa SE & Co.KG) 取締役
- 2009年 6月 当社執行役員
- 2011年10月 Olympus Europa Holding GmbH (現 Olympus Europa SE & Co.KG) 取締役会長
- 2012年 4月 当社取締役 (現任)
当社専務執行役員
当社グループ経営統括室長
Olympus Corporation of the Americas 取締役会長
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事
- 2013年 3月 Olympus Europa Holding SE 取締役
- 2015年 4月 当社経営統括室長
- 2016年 4月 当社副社長執行役員
当社チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
当社地域統括会社統括役員
- 2019年 4月 当社代表取締役
当社社長執行役員
当社チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
- 2019年 6月 当社代表執行役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
- 2023年 4月 当社代表執行役会長
当社ESGオフィサー (現任)
- 2025年 4月 当社代表執行役会長兼社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) (現任) *
- 2025年 6月 当社代表執行役会長 (2025年6月1日異動予定)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

竹内康雄氏は、欧州や英国および米国の子会社の役員を歴任した経験や当社の代表執行役の経験を通じて培われた当社グループの事業全般に関する豊富な見識に基づき、取締役会の意思決定機能の強化を推進しています。また、代表執行役として業務執行の状況を定期的に取締役会へ報告し説明責任を果たしてきました。さらに、報酬委員会の委員として、取締役および執行役の報酬内容の決定を推進してきました。以上のことから、同氏は当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

* 株主総会参考書類作成時点

候補者番号

10

ボブ・ホワイト

新任

- 生年月日 1962年10月10日生
- 現在の当社における地位および担当 -*
- 所有する当社株式の数 (うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数) 0株 (0株)
- 取締役在任年数 -年
- 当期における出席状況 取締役会一回 (-%)



略歴

- 1986年 6月 International Business Machines Corporation入社
- 2000年 1月 Chemdex Corporationセールス&サプライヤー・ソリューション バイス・プレジデント
- 2001年 5月 Accelrys Inc.セールス&マーケティング シニア・バイス・プレジデント
- 2003年 4月 SourceOne Healthcare Technologies Inc.エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼チーフ・オペレーティング・オフィサー
- 2006年 1月 Merge Healthcare Inc.マージE-Med プレジデント
- 2007年 2月 GE Healthcare Technologies Inc.画像診断部門バイス・プレジデント
- 2010年 5月 Covidien plc (現 Medtronic plc)ペイシエント・モニタリング ジェネラル・マネージャー
- 2011年 8月 同社呼吸器&モニタリング・ソリューション グローバル プレジデント
- 2014年 6月 同社新興国マーケット プレジデント
- 2015年 1月 Medtronic plcシニア・バイス・プレジデント兼APAC地域プレジデント
- 2018年 1月 同社エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼低侵襲治療グループ プレジデント
- 2020年 5月 Smith & Nephew plc社外取締役
- 2020年11月 Medtronic plcエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼メディカル・サージカル・ポートフォリオ プレジデント
- 2024年10月 Cadence, Inc.社外取締役
- 2025年 5月 Koninklijke Philips N.V.ボードメンバー (スーパーバイザリーボード) (現任)
- 2025年 6月 当社代表執行役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) (2025年6月1日就任予定)

重要な兼職の状況

Koninklijke Philips N.V. ボードメンバー (スーパーバイザリーボード)

選任の理由

ボブ・ホワイト氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業での経営者としての豊富な経験と複数の他企業における社外取締役の経験を通じて培われたグローバル経営に関する多角的な知見を有しています。また、日本を含むグローバルでの企業変革を推進した実績に基づき、取締役会の意思決定機能を強化することを期待しています。以上のことから、同氏は当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、新たに取締役候補者となりました。

* 株主総会参考書類作成時点

(注) 候補者ボブ・ホワイト氏の正式な氏名は、ロバート・ジョン・ホワイトです。

候補者番号 11	お お く ぼ と し ひ こ 大久保 俊彦	再任 非執行	
■ 生年月日	1960年6月1日生		
■ 現在の当社における地位および担当	取締役、監査委員会委員		
■ 所有する当社株式の数 (うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)	24,933株 (6,661株)		
■ 取締役在任年数	2年		
■ 当期における出席状況	取締役会16/16回 (100%) 監査委員会22/22回 (100%)		

略歴

- 1991年 2月 当社入社
- 2005年 7月 Olympus NDT Corporation (現 Evident Scientific Inc.) 社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
- 2011年 8月 当社ライフ・産業システムカンパニー統括本部長
- 2013年 6月 Olympus NDT Corporation (現 Evident Scientific Inc.) 会長
- 2014年 4月 当社執行役員
- 2015年 4月 当社科学事業戦略本部長
- 2016年 4月 当社科学事業ユニット長
- 2019年 4月 当社新事業開発シニアバイスプレジデント
- 2021年 4月 当社経営企画シニアバイスプレジデント
- 2022年 4月 当社副チーフストラテジーオフィサー
- 2023年 4月 当社チーフストラテジーオフィサー付
- 2023年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

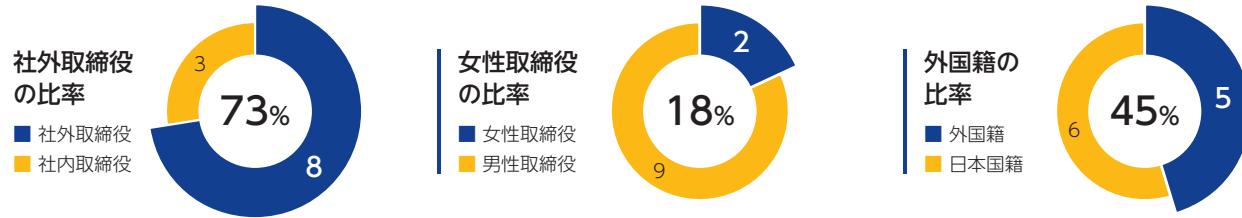
大久保俊彦氏は、当社において事業部門でのビジネス経験や国内外の関係会社において役員を歴任した経験を通じて培われた当社グループの事業全般に関する豊富な見識に基づき、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、取締役として当社の業務執行の監督を行ってまいりました。また、監査委員会の常勤の委員として、取締役および執行役の職務執行の監査を推進してまいりました。以上のことから、同氏は当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。なお、同氏は非業務執行取締役候補者です。

- (注) 1. 所有する当社株式の数について
「所有する当社株式の数」は、2025年3月31日現在の所有株式数を記載しています。また、当社役員持株会における本人持分、当社の株式報酬管理会社を通じて所有する本人持分および株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を合わせて記載しています。
2. 当期における出席状況について
(1)岩崎真人氏の取締役会および指名委員会の当期における出席状況は、2024年6月26日の取締役および委員就任後に開催されたものを対象としています。
(2)デイビッド・ロバート・ヘイルおよび竹内康雄の両氏の報酬委員会の当期における出席状況は、2024年6月26日の委員就任後に開催されたものを対象としています。
 3. 重要な兼職の状況について
(1)岩崎真人氏の株式会社IGPIグループシニア・エグゼクティブ・フェローについては、勤務状況の変化により重要な兼職先としました。
(2)ゲイリー・ジョン・ブルーデン氏のOSSIO, Inc. 社外取締役およびAvisi Technologies, Inc. 社外取締役については、勤務状況の変化により重要な兼職先としました。
 4. 取締役候補者と当社との特別の利害関係について
各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 5. 取締役候補者選定のプロセスについて
指名委員会は、外部コンサルタントも活用し、取締役会の構成を助案のうえ、取締役として相応しい経験・知見等を備えているかを審議し、面接を行ったうえで、決定しました。
 6. 社外取締役候補者について
岩崎真人、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ペンディおよび石野博の各氏は、社外取締役候補者です。
 7. 独立役員について
(1)当社は、岩崎真人、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデンおよびルアン・マリー・ペンディの各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しています。各氏が選任された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。また、石野博氏が選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、同氏を独立役員として届出の予定です。
(2)デイビッド・ロバート・ヘイル氏はValueAct Capital Management L.P.の共同チーフエグゼクティブオフィサーです。同社が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.の所有する当社株式数は2025年3月31日時点で6,403,084株であり、同社の所有する議決権数は5%を下回っているため、引き続き独立役員とする予定です。
 8. 社外取締役候補者に関する特記事項について
市川佐知子氏が2021年6月より社外取締役に就任している東京エレクトロン株式会社は、同社および同社グループ会社における、電波法の規定に基づく高周波利用設備に該当する装置に係る申請手続の不備について、2022年8月に総務省総合通信基盤局から行政指導を受けました。同氏は、上記の判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起していました。これらの事実の発生後、同氏は、法令遵守の徹底および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、社外取締役としての職責を果たしています。
 9. 取締役との責任限定契約について
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。取締役候補者である岩崎真人、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ペンディおよび大久保俊彦の各氏が選任された場合は、各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定です。また、石野博氏が選任された場合は、同氏との間で、同様の当該責任限定契約を締結する予定です。
 10. 取締役との補償契約について
当社は、各取締役および各執行役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。11名の候補者が取締役にも再任または選任され就任した場合には、当社は、各取締役との間で、当該補償契約を継続または締結する予定です。
 11. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしています。取締役候補者各氏が選任された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の契約期間は1年であり、2025年7月に同程度の内容の保険契約の締結を予定しています。

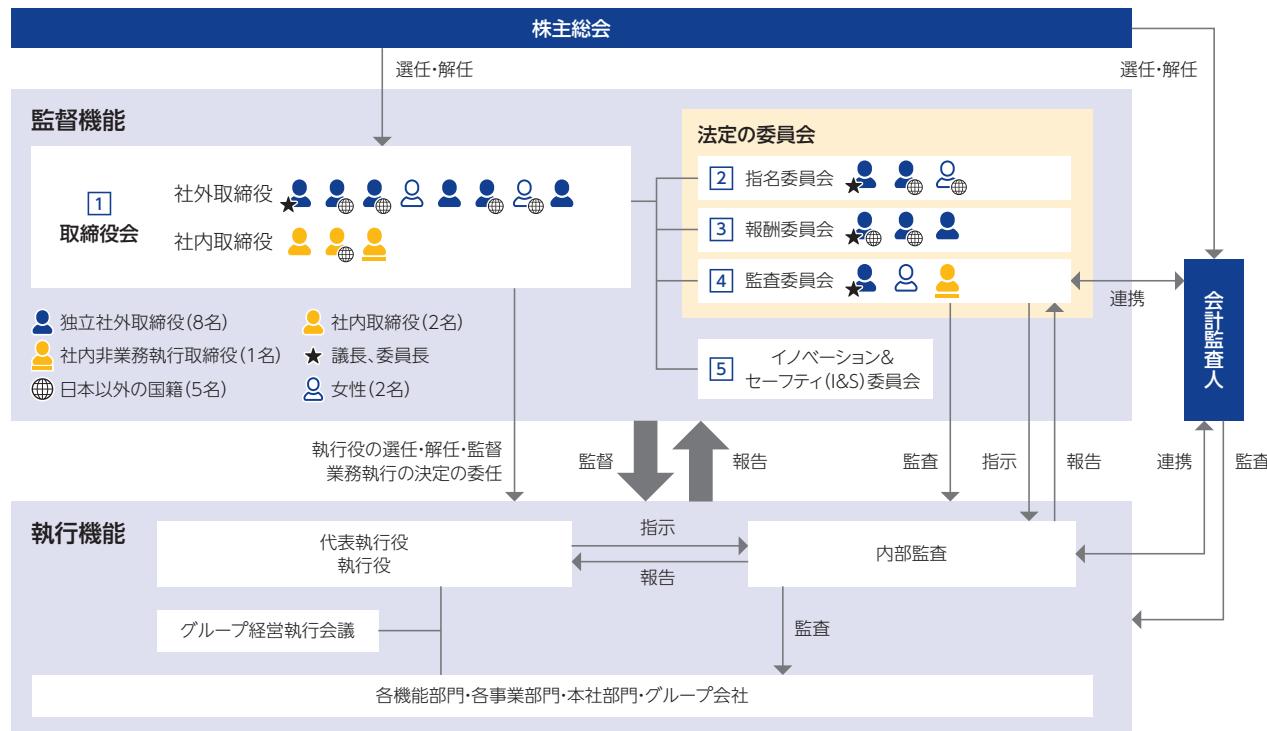
以上

ご参考 取締役選任議案が可決された場合の体制

1. 取締役会の構成



2. コーポレートガバナンス体制図



ご参考 コーポレートガバナンスの状況

1. 取締役会・各委員会の役割

当社は、指名委員会等設置会社として、取締役会および法定の委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）を設置しています。また、これまでの品質保証および法規制（QA&RA）委員会の役割も引き継ぐ新たな任意の委員会として、イノベーション&セーフティ（I&S）委員会を2025年4月に設置しました。取締役会および各委員会の役割は以下のとおりです。

1 取締役会 議長：独立社外取締役

経営の基本方針等の重要事項に関する決定ならびに取締役および執行役の職務執行について監督を行います。

主な議事 経営戦略、事業計画および業績見通し、内部統制システム基本方針、各委員会の活動状況、執行役の執行状況

2 指名委員会 議長：独立社外取締役

取締役および執行役の人事に係る事項を審議するほか、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容を決定します。

主な議事 スキルマトリックス、取締役候補者、執行役候補者、執行役の後継者計画

3 報酬委員会 議長：独立社外取締役

取締役および執行役の報酬に係る方針や個人別の報酬を決定します。

主な議事 取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針、報酬額の内容、報酬規程

4 監査委員会 議長：独立社外取締役

取締役および執行役の職務執行の監査ならびに監査報告の作成を行うほか、株主総会に提出する会計監査人の選任等に関する議案の内容を決定します。

主な議事 監査計画、監査報告、会計監査人の監査報酬の同意、会計監査人评价、内部監査結果の報告聴取

5 イノベーション&セーフティ（I&S）委員会 議長：独立社外取締役

当社グループにおけるイノベーションを支える技術開発活動や品質保証および患者さんの安全に係る活動について監督および助言を行います。

2. 当社の「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、社外役員の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。

- ① 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」）から1千万円超の報酬（当社からの役員報酬を除く）またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が1千万円超でないこと。
- ② 過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。
 - ① 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
 - ② 当社の大株主（総議決権数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様）である
 - ③ 当社グループが大株主である
 - ④ 当社グループと実質的な利害関係がある（メインバンク、コンサルタント等）
 - ⑤ 取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
- ③ 上記1および2に該当する者と生計を一にしていないこと。
- ④ 当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
- ⑥ 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。

3. 取締役会の実効性評価

当社は、実効性あるコーポレートガバナンスを実現することを目指し、2015年から毎年、取締役会全体の実効性を評価し、その結果の概要を公表しています。評価方法としてアンケートやディスカッション等を行っています。また、客観性を担保するため、第三者（外部コンサルタント）の知見を踏まえ実施しており、ディスカッションでは、論点を客観的に整理し、議論をサポートするため外部コンサルタントがファシリテーションを行っています。ディスカッション後、取締役会において当議論に基づく分析結果を踏まえ、取締役会の実効性を向上させるための取り組み等を共有しています。引き続き、当社の経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を追求し、重要な経営基盤であるコーポレートガバナンスの強化と透明性の向上に継続して取り組んでいます。

なお、取締役会評価の概要は、当社ウェブサイトに掲載しています。

詳しくはWEBをご覧ください

取締役会の実効性評価： <https://www.olympus.co.jp/company/governance/board.html>



当社企業情報サイトのご案内

当社は、オリンパスグループ企業情報サイトにて当社のガバナンスに関する情報を掲載しています。以下のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、引き続きガバナンスの強化に努めます。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、株主さまをはじめとしたステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。この基本思想のもと、業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図ります。また、当社はコーポレートガバナンス体制の強化を最重要の経営課題の一つに位置づけ積極的に取り組んでおり、東京証券取引所により制定（2021年6月に改訂）されたコーポレートガバナンス・コードに対しても、コードの原則を遵守・実施しています。これらの取り組みを通じて、株主さまに対する受託者責任ならびに顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任および先述の当社の経営理念を踏まえ、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の実現を図っていきます。

企業情報サイト トップページ



詳しくはWEBをご覧ください

➤ <https://www.olympus.co.jp/>



コーポレートガバナンス情報



詳しくはWEBをご覧ください

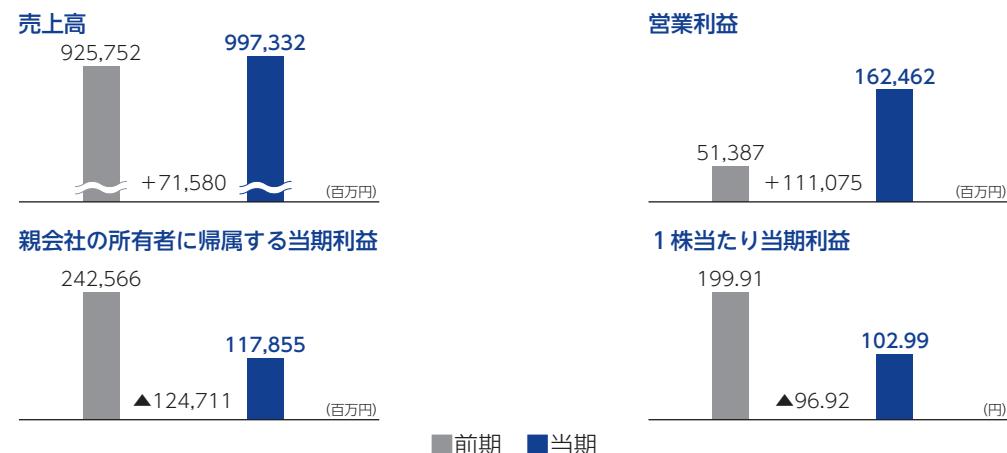
➤ <https://www.olympus.co.jp/company/governance/>



1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期の経営成績



当期における世界経済は、持ち直しの動きが継続しましたが、米国の通商政策に関連する景気の下振れリスクに加え、金融資本市場の変動の高まりなどの影響も注視する必要があります。また、わが国経済においても、景気は緩やかに持ち直している一方で、世界経済の先行きを注視する必要があります。

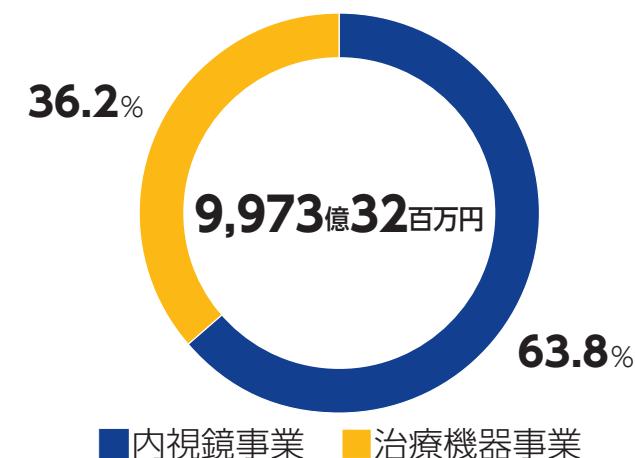
このような環境の中で、当社グループは、2023年5月に公表した経営戦略に沿って、「患者さんの安全と持続可能性」「成長のためのイノベーション」「生産性の向上」という3つの優先事項のもと、グローバル・メドテックカンパニーへの変革に向けて取り組みました。当期の売上高は、内視鏡事業、治療機器事業ともに増収となり、前期比715億80百万円増収の9,973億32百万円となりました。営業利益は、増収による売上利益の増加に加え、前期にその他費用として計上していたVeran Medical Technologies, Inc. (米国) の電磁ナビゲーションシステム等の製造・販売終了に関する損失約519億円がなくなったこと等により、前期比1,110億75百万円増益の1,624億62百万円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期に非継続事業において科学事業の譲渡益約3,490億円を計上したことにより、前期比1,247億11百万円減益の1,178億55百万円となりました。また、当社は、上記の経営戦略に基づき、当社が最も価値を発揮できる疾患領域に注力する目的で、整形外科事業を構成する当社の完全子会社であるオリンパステルモバイオマテリアル株式会社およびFH Ortho SAS社 (フランス) の全株式を譲渡する契約を締結し、当該契約に基づき、2024年7月12日に本株式の譲渡を完了しました。

為替影響

期中の平均為替レートは、1米ドル=152.58円 (前期は144.62円)、1ユーロ=163.75円 (前期は156.80円)、1人民元=21.10円 (前期は20.14円) となり、売上高では前期比で399億7百万円の増収要因、営業利益では前期比で207億75百万円の増益要因、調整後営業利益では前期比で213億90百万円の増益要因となりました。

なお、為替の影響を除くと、連結売上高は前期比3.4%の増収、連結営業利益は前期比175.7%の増益となります。

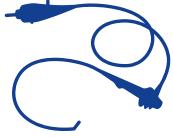
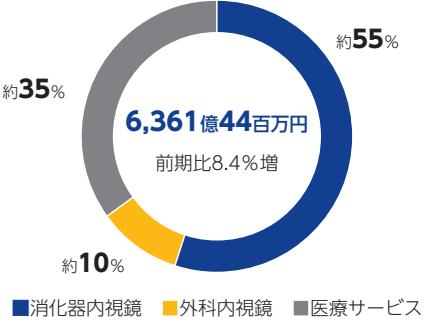
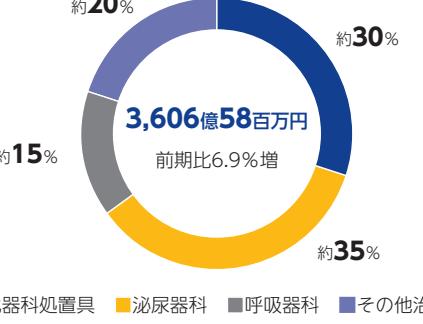
事業別売上高構成比



	内視鏡事業	治療機器事業
売上高	6,361億44百万円 前期比 8.4% ↑	3,606億58百万円 前期比 6.9% ↑
主な製品分野	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消化器内視鏡システム ■ 外科内視鏡システム ■ 医療サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消化器科処置具 ■ 泌尿器科用デバイス ■ 呼吸器科用デバイス ■ その他治療領域用デバイス

(注) 1. この事業報告において、百万円単位の表示金額は、百万円未満を四捨五入しています。また、グラフや表における「▲」は損失または減少等、負の値を示しています。
2. 当社は、国際会計基準 (IFRS) を適用しています。
3. 当期より、整形外科事業を非継続事業に分類しています。これにより、売上高および営業利益は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しています。また、継続事業に含まれる、整形外科事業以外の「その他事業」について、当期見込まれる財務情報の金額的な重要性が低下するため、報告セグメントより除外しています。

事業別の状況

事業区分	売上高	営業利益	事業別の動向に関する分析
<h3>内視鏡事業</h3> 	 <p>約35% 約55% 約10%</p> <p>6,361億44百万円 前期比8.4%増</p> <p>■消化器内視鏡 ■外科内視鏡 ■医療サービス</p>	<p>1,413億98百万円 前期比35.1%増</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消化器内視鏡分野では、国産優遇策などの影響により競争環境が激化する中国で売上が減少した一方、消化器内視鏡システム「EVIS X1」の販売が好調な北米で売上が増加し、前期比プラス成長となりました。 ■ 外科内視鏡分野では、中国で減収となった一方、北米やアジア・オセアニアで増収となりました。主に北米で、手術システムインテグレーションに係る新製品が好調に推移した結果、前期比プラス成長となりました。 ■ 医療サービス分野では、保守サービスを含む既存のサービス契約の安定的な売上加えて、新規契約の増加もあり、欧州や北米を中心に、全ての地域で前期比プラス成長となりました。 ■ 内視鏡事業の営業損益は、次世代内視鏡システムなどに関わる研究開発費が増加したものの、増収による売上利益の増加に加え、前期に引当計上していた高速気腹装置の市場是正処置に係る費用約52億円および小腸内視鏡システムなどの自主回収に伴う費用約50億円がなくなったことや、その他の費用として計上している、開発資産および仕掛中の研究開発の減損損失がそれぞれ約39億円と約45億円、品質保証・法規制対応の変革プロジェクトElevateに係る一時的な費用が約23億円減少したことにより、増益となりました。 ■ 為替の影響を除くと、売上高は前期比4.1%の増収、営業利益は前期比19.8%の増益となります。
<h3>治療機器事業</h3> 	 <p>約20% 約30% 約15% 約35%</p> <p>3,606億58百万円 前期比6.9%増</p> <p>■消化器科処置具 ■泌尿器科 ■呼吸器科 ■その他治療領域</p>	<p>614億53百万円 前期は▲84億66百万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 治療機器事業では、当社が注力している診療領域である、消化器科処置具分野、泌尿器科分野、呼吸器科分野のすべての分野で、北米や欧州を中心にプラス成長となりました。 ■ 消化器科処置具分野では、膵管や胆管などの内視鏡診断・治療に使用するERCP（内視鏡的逆行性胆道膵管造影術）用の製品群などで売上が増加しました。 ■ 泌尿器科分野では、BPH（前立腺肥大症）用の切除用電極や、尿路結石用破碎装置「SOLTIVE SuperPulsed Laser System」の売上が増加しました。 ■ 呼吸器科分野では、EBUS-TBNA（超音波気管支鏡ガイド下針生検）で主に使われる処置具や超音波気管支鏡が好調に推移しました。 ■ その他の治療領域では、主に他社製品の取り扱い終了の影響を受けた日本で、減収となりました。 ■ 治療機器事業の営業損益は、研究開発費が増加したものの、増収による売上利益の増加に加え、その他の費用として、前期に計上していたVeran Medical Technologies, Inc.（米国）の電磁ナビゲーションシステム等の製造・販売終了に関する損失約519億円ならびにTaewoong Medical Co., Ltd.（韓国）の株式取得契約の締結および解除に関する費用約20億円がなくなったことや、開発資産の減損損失が約19億円、品質保証・法規制対応の変革プロジェクトElevateに係る一時的な費用が約13億円減少したことにより、増益となりました。 ■ 為替の影響を除くと、売上高は前期比2.6%の増収、営業損益は前期比644億34百万円の増益となります。

2. 財産および損益の状況の推移

		IFRS			
		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	(百万円)	750,123	881,923	925,752	997,332
営業利益	(百万円)	146,188	186,609	51,387	162,462
税引前利益	(百万円)	141,701	182,294	43,611	159,070
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	115,742	143,432	242,566	117,855
資産合計	(百万円)	1,357,999	1,508,701	1,534,216	1,432,826
資本合計	(百万円)	511,362	641,234	757,186	751,733
基本的1株当たり当期利益	(円)	90.22	113.22	199.91	102.99
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	400.75	510.62	649.59	666.54

- (注) 1. 当期の業績については、事業報告の「**1**当社グループの現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果」に記載しています。
 2. 当期より、整形外科事業を非継続事業に分類しています。これにより、当期および前期の売上高、営業利益、税引前利益は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しています。

3. 設備投資の状況

当社グループは、新製品開発、生産合理化、販売体制の強化および老朽設備の更新を目的として設備投資を行っています。主なものは、次世代内視鏡システムや処置具製品の生産設備に対する投資、研究開発資産への投資、販売促進を目的とした投資などです。

区分	設備投資額
内視鏡事業	564億86百万円
治療機器事業	215億88百万円
その他	68億85百万円
合計	849億59百万円

(注) 設備投資の金額には、IFRS第16号「リース」適用下における新規リース契約に伴う使用権資産の増加分173億67百万円を含んでいます。

4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

5. 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	620億円
株式会社三菱UFJ銀行	180億円

6. 重要な企業再編等の状況

- (1) 当社は、2024年7月12日付で、当社の完全子会社であるオリンパステルモバイオマテリアル株式会社およびFH Ortho SAS社（フランス）の発行済株式の全て（当社の完全子会社であるOlympus Europa SE & Co. KGおよびOlympus EMEA Holdings GmbHが所有していた株式を含む）を、ポラリス・キャピタル・グループ株式会社が設立した特別目的会社であるPTCJ-6Oホールディングス株式会社およびPTCJ-6Fホールディングス株式会社に譲渡しました。
- (2) 当社は、2025年1月14日付で、Sur Medical SpA社（チリ）の当社グループ製品販売事業を、当社の完全子会社であるOlympus Latin America, Inc.（米国）を通じて譲受け、同事業を同日付で設立した当社の完全子会社であるOlympus Corporation Chile SpA（チリ）に承継しました。

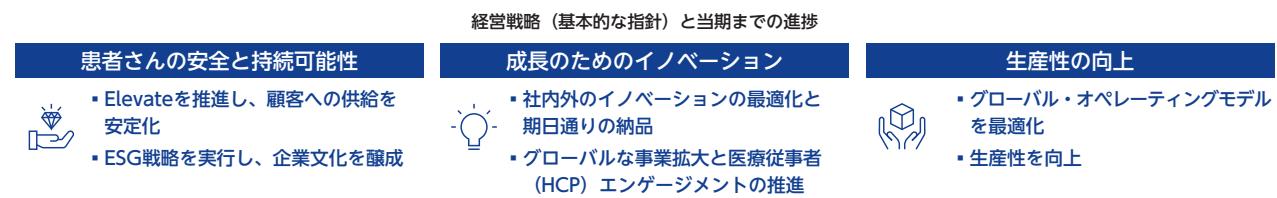
7. 対処すべき課題

当社グループは、患者さんの安全を最優先に、イノベーション、製品、ソリューション、人材、社会への貢献などあらゆる面でステークホルダーから評価される企業になるべく変革を加速しています。

さまざまな課題に対処しつつ、革新的な医療価値を提供し続けることで持続的な成長を実現し、「私たちの存在意義」である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」に注力していきます。

(1) 経営戦略

当社グループは、2023年5月に公表した経営戦略の中で、当社グループの経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を図るための指針として、「患者さんの安全と持続可能性」「成長のためのイノベーション」「生産性の向上」の3つを優先すべき事項として掲げ、これらに基づき取り組みを推進しています。



経営戦略の詳細については、当社ウェブサイトに掲載している経営戦略資料をご覧ください。

<https://www.olympus.co.jp/company/philosophy/strategy.html>

(2) 品質保証・法規制対応の変革プロジェクト「Elevate」

「Elevate」は、前期に開始した、複数年にわたる品質保証・法規制対応の変革プロジェクトです。規制当局に対するコミットメントを果たし、未来に向けて品質文化の基盤を強化するため、「設計および開発」「製造およびサプライヤーマネジメント」「サプライチェーン、市場導入・市販後の取り組み」「End-to-End (E2E) 品質プロセス」の軸で、20の主要施策から構成されています。グローバルかつ機能横断型の強力なチームによって推進しており、全社的な変革の取り組みとして、4つの目標を掲げています。

Elevateの実行により、製品のライフサイクルマネジメントの改善や、業務プロセスのデジタル化によるコスト削減と効率性の向上、製品の開発、認可取得、発売までのリードタイムの短縮といった効果も期待でき、この取り組みを当社グループの将来的なイノベーションや成長、収益性向上を実現するための重要な施策の一つとして位置付けています。

当期も全社を挙げてElevateの取り組みを推進しており、引き続き順調に進捗しています。2026年3月期末までに規制当局に対する全てのコミットメントを果たすことを目指しています。

Elevateを通じて目指す姿

- 患者さんの安全をより重視し、品質重視の企業文化を強化
- 再現性の高い、持続可能なプロセスとコンプライアンスの定着
- 規制当局との建設的な関係構築
- 競争優位性を高めるための品質強化

(3) 組織改編

2025年4月に、事業部門である内視鏡事業と治療機器事業を消化器内視鏡ソリューション事業（GIS）とサージカルインターベンション事業（SIS）に再編成しました。診療領域を重視した組織への変革を進めるとともに、グローバルレベルのマネジメントと地域ごとの営業チームが直接的に連携し、コラボレーションの促進やグローバル戦略と地域戦略の整合性の確保、そして実効性の向上につなげることを目指しています。



この改編を通じて、より迅速な事業運営や地域間における一貫性の確保、縦割り組織の解消に加え、患者さんとお客様を中心とした事業成長の実現を目指します。

(4) 米国関税政策対応

米国関税政策の影響は不確実性が高い状況ではありますが、医療現場に対する当社製品やサービスの提供継続を最優先とした上で、影響の低減に向けた対応を進めてまいります。

当社グループは、引き続き世界をリードするグローバル・メドテックカンパニーとして、さらなる飛躍と持続的な成長を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

8. 当社グループの主要な事業所および子会社の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 当社

区分	所在地
本店	東京都八王子市
八王子事業場	東京都八王子市 (グローバル本社)
東京事業場	東京都新宿区
長野事業場	長野県上伊那郡
白河事業場	福島県西白河郡

(注) 当社は、2024年4月1日付で、本社事務所を東京都新宿区から東京都八王子市へ移転し、名称を「グローバル本社」に変更しました。

(2) 子会社

会社名	所在地	資本金	出資比率
青森オリンパス株式会社	青森県黒石市	26百万円	100%
オリンパスマーケティング株式会社	東京都八王子市	96百万円	100%
オリンパスメディカルシステムズ株式会社	東京都八王子市	90百万円	100%
長野オリンパス株式会社	長野県上伊那郡	100百万円	100%
会津オリンパス株式会社	福島県会津若松市	214百万円	100%
白河オリンパス株式会社	福島県西白河郡	80百万円	100%
Olympus America Inc.	米国ペンシルベニア州	0千米ドル	100%
Olympus Corporation of the Americas*	米国ペンシルベニア州	15千米ドル	100%
KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.	英国エセックス州	10千英ポンド	100%
Olympus Europa Holding SE*	ドイツ連邦共和国ハンブルク市	1,000千ユーロ	100%
Olympus (Beijing) Sales & Service Co., Ltd.	中華人民共和国北京市	5,000千米ドル	100%
Olympus (China) Co., Ltd.*	中華人民共和国北京市	31,000千米ドル	100%
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited*	中華人民共和国香港特別行政区	1,729,704千香港ドル	100%
Olympus Korea Co., Ltd.	大韓民国ソウル市	18,000百万韓国ウォン	100%
Olympus Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省	24,000千米ドル	100%

(注) 1. *印の会社は、各地域の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社です。
 2. 出資比率の割合は、間接所有割合を含んでいます。
 3. オリンパスマーケティング株式会社は、2024年4月1日付で、本店を東京都新宿区から東京都八王子市に移転しました。

9. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業	従業員数		前期比増減	
内視鏡	16,139名	(369名)	1,191名	(△83名)
治療機器	8,399名	(173名)	62名	(△55名)
その他	26名	(0名)	△415名	(△12名)
本社管理	4,733名	(157名)	△379名	(△93名)
合計	29,297名	(699名)	459名	(△243名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を()内に外数で記載しています。
 2. 当期に整形外科事業を譲渡したため、整形外科事業の従業員数は上記に含めていません。整形外科事業の従業員の前期末からの減少数は337名です。

10. その他当社グループの現況に関する重要な事項

(1) 当社の中国現地法人であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下、「OSZ」) が、深圳市安平泰投资发展有限公司 (以下、「安平泰」) に委託したコンサルタント業務の対価に関し、2016年12月23日に、安平泰がOSZに対して、損害賠償等として、約46億43百万円の支払いを求める訴訟を深圳市中級人民法院に提起しました。深圳市中級人民法院において2018年7月30日に判決が出され、OSZが安平泰に対し、損害賠償として、約33億57百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されました。OSZは当該判決を不服として、2018年8月17日に広東省高級人民法院に控訴を提起しました。2020年7月1日、広東省高級人民法院は、安平泰側が請求の根拠とするコンサルタント業務に係る覚書等の有効性などの基本的な事実関係が不明確であるなどとして、OSZに損害賠償金等の支払を命じた第一審判決を取り消し、本案の審理を深圳市中級人民法院に差し戻す裁定を下しました。2021年12月31日に、深圳市中級人民法院において判決が出され、OSZが安平泰に対し、約35億42百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されました。OSZは当該判決を不服として、2022年1月24日に広東省高級人民法院に控訴を提起しました。2024年10月8日、広東省高級人民法院において、OSZと安平泰との間の本件訴訟を終結させる旨の裁判上の和解が成立しました。

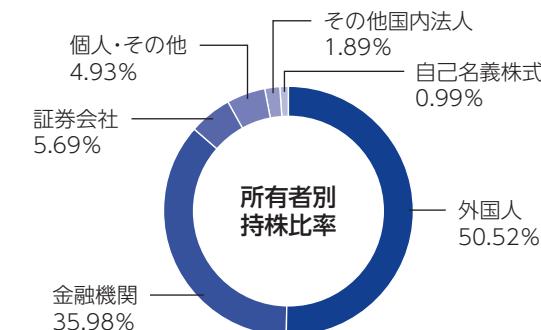
(2) 当社は、当社の個人株主1名 (以下、「原告」) が、2020年2月4日、当社取締役および旧取締役ならびに旧監査役計11名 (以下、「被告」) に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起した旨の2020年3月25日付訴訟告知書を受領しました。被告は、当社取締役の竹内康雄、当社旧取締役の笹宏行、木本泰行、藤塚英明、蛭田史郎、西川元啓および平田貴一、当社旧監査役 (当社旧取締役) の清水昌および名取勝也ならびに当社旧監査役の斎藤隆および名古屋信夫です。訴えの概要は、当社の中国現地法人であるOSZが、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっている問題を解決するために中国企業との間でコンサルタント契約等を締結した事実に関し、かかる契約の締結を承認または黙認したこと等により発生した損害につき、任務懈怠があったとして、被告11名に対し、連帯して、総額16億円およびこれに対する遅延損害金を当社に支払うことを求めるものです。当社は、上記訴訟告知に対して、補助参加人として訴訟手続に関与し、原告の主張に対して適切に反論することを通じて、裁判所の適正なご判断をいただく必要があると判断し、2020年5月1日、被告らに補助参加することを決定しました。2023年10月13日、被告のうち、斎藤隆および名古屋信夫の2名に対する訴訟取下書が、原告より提出されました。2023年10月18日付で、斎藤隆および名古屋信夫から取下同意書が提出され、斎藤隆お

よび名古屋信夫に対する訴えは、取り下げられました。2024年12月5日、本件株主代表訴訟について、東京地方裁判所で、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡されました。2024年12月24日、原告は、東京高等裁判所に控訴を提起しました。2025年3月12日、被控訴人のうち、蛭田史郎、西川元啓、清水昌および名取勝也の4名に対する控訴の取下書が原告より提出され、当該被控訴人4名に対する訴えは、上記の東京地方裁判所の第一審判決が2024年12月23日の経過をもって確定することで終結しました。他の被控訴人5名について、現在、東京高等裁判所にて本案が係属中です。

(3) 当社の取締役代表執行役社長兼CEO（最高経営責任者）であったシュテファン・カウフマン氏（以下、「当社元CEO」）が2024年10月28日付で取締役、代表執行役社長兼CEO、執行役および指名委員の地位を辞任により退任しました。当社は、当社元CEOが違法薬物を購入していた旨の通報を受け、外部の法律事務所とも相談の上、直ちに事実確認を行うとともに、捜査機関に対して報告し、捜査に全面的に協力してまいりました。内部調査の結果、当社取締役会は、当社元CEOが当社の行動規範、コアバリューそして企業文化とは相容れない行為をしていた可能性が高いと全会一致で判断したことから、当社元CEOに辞任するよう求めたところ、当社元CEOがこれに応じ、取締役会が受理しました。この辞任に伴い、当期末日までの間、暫定的に取締役代表執行役会長兼ESGオフィサーの竹内康雄氏がCEOの役務を行いました。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 4,000,000,000株
2. 発行済株式総数 1,139,116,300株
3. 基準日現在の株主数 54,388名



4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	224,631,200株	19.92%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	83,612,200株	7.41%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	54,845,380株	4.86%
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	39,509,300株	3.50%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	32,396,222株	2.87%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	29,113,283株	2.58%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	23,049,412株	2.04%
日本生命保険相互会社	21,258,572株	1.88%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	21,150,778株	1.88%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	19,606,319株	1.74%

(注) 持株比率は、自己株式（11,305,636株）を控除して算出しています。

5. 当期中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）および執行役	531,545株	14名
社外取締役	28,684株	6名

(注) 1. 株式報酬の内容については、事業報告の「4 会社役員に関する事項 5. 取締役および執行役の報酬等の額」に記載しています。
2. 上記は、退任した役員に対して交付した株式も含めて記載しています。

6. その他株式に関する重要な事項

- (1) 当社は、2023年11月9日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を以下のとおり実施しました。

消却した株式の種類および総数	普通株式 37,446,500株（消却前の発行済株式総数に対する割合3.08%）
消却日	2024年4月30日

- (2) 当社は、事後交付型譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度に基づき、自己株式の処分を以下のとおり実施しました。

処分した株式の種類および総数	普通株式 180,710株
処分価額の総額	414百万円
処分期日	2024年6月10日

- (3) 当社は、事後交付型譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度に基づき、自己株式の処分を以下のとおり実施しました。

処分した株式の種類および総数	普通株式 502,745株
処分価額の総額	1,297百万円
処分期日	2024年7月24日

- (4) 当社は、2024年5月10日開催の取締役会決議に基づき、当社の株式の取得および自己株式の消却を以下のとおり実施しました。

・当社の株式の取得

取得した株式の種類および総数	普通株式 38,583,900株
取得価額の総額	100,000百万円
取得期間	2024年5月13日～2024年11月19日（約定ベース）

・自己株式の消却

消却した株式の種類および総数	普通株式 38,583,900株（消却前の発行済株式総数に対する割合3.28%）
消却日	2025年1月31日

- (5) 当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、当社の株式の取得および自己株式の消却を以下のとおり決議しました。

・当社の株式の取得

取得する株式の種類および総数	普通株式 36,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.19%）
取得価額の総額	50,000百万円（上限）
取得期間	2025年7月28日～2025年10月31日

・自己株式の消却

消却する株式の種類および総数	普通株式 上記当社の株式の取得により取得する自己株式のうち、今後株式報酬等として充当を見込む株数（3,000,000株）を除いた全株式数
消却予定日	2025年11月28日

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
2013年8月8日 （第1回）	401個	普通株式 160,400株	1株当たり 735円	1株当たり1円	（注）1	取締役および 執行役員
2014年6月26日 （第2回）	410個	普通株式 164,000株	1株当たり 907円	1株当たり1円	（注）1	取締役および 執行役員
2015年6月26日 （第3回）	387個	普通株式 154,800株	1株当たり 1,104円	1株当たり1円	（注）1	取締役および 執行役員
2016年6月28日 （第4回）	395個	普通株式 158,000株	1株当たり 896円	1株当たり1円	（注）1	取締役および 執行役員

- （注）1. ①新株予約権者は、当社の取締役、執行役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年間に限って新株予約権を行使することができます。
②その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
2. 「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により上記新株予約権の数のうち第1回新株予約権が10個、第2回新株予約権が10個、第3回新株予約権が3個、第4回新株予約権が15個、それぞれ減少しています。
3. 2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的である株式の数」を調整しています。

- (2) 当期の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

発行回次	区分	個数	目的となる株式の種類および数	保有者数
第1回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	34個	普通株式13,600株	2名
第2回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	49個	普通株式19,600株	3名
第3回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	46個	普通株式18,400株	3名
第4回新株予約権	取締役（社外取締役を除く） および執行役	51個	普通株式20,400株	3名

- （注）2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的となる株式の数」を調整しています。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役および執行役の氏名等

(1) 取締役

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
社外取締役	藤 田 純 孝	取 締 役 会 議 長 指 名 委 員 長	
社外取締役	デイビッド・ロバート・ヘイル	報 酬 委 員	ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー
社外取締役	ジミー・シー・ビーズリー	報 酬 委 員 長	
社外取締役	市 川 佐 知 子	監 査 委 員	田辺総合法律事務所パートナー 東京エレクトロン株式会社社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構理事 アズビル株式会社社外取締役
社外取締役	観 恒 平	監 査 委 員 長	観恒平公認会計士事務所長 国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー 日本公認会計士協会シニアアドバイザー
社外取締役	ゲイリー・ジョン・ブルーデン	指 名 委 員	Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー OSSIO, Inc. 社外取締役 Avisi Technologies, Inc. 社外取締役
社外取締役	ルアン・マリー・ペンディ	報 酬 委 員	
社外取締役	岩 崎 真 人	指 名 委 員	公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会委員長 株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー 株式会社IGPIグループシニア・エグゼクティブ・フェロー
取 締 役	竹 内 康 雄	報 酬 委 員	
取 締 役	大 久 保 俊 彦	監 査 委 員	

- (注) 1. 上記の取締役全員は、2024年6月26日付で就任しました。
2. 取締役藤田純孝、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ペンディおよび岩崎真人の各氏は、社外取締役です。
3. 取締役藤田純孝、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデン、ルアン・マリー・ペンディおよび岩崎真人の各氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出しています。
4. 取締役市川佐知子氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役観恒平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査機能等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握および各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、取締役大久保俊彦氏を常勤の監査委員として選定しています。
7. 2024年10月28日付でシュテファン・カウフマン氏は取締役を辞任により退任しました。なお、退任時における地位および担当は、代表執行役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)、指名委員でした。
8. 当期中における取締役の地位、担当および重要な兼職の主な変更は次のとおりです。

氏 名	変更年月日	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況	変更前の地位、担当および重要な兼職の状況
デイビッド・ロバート・ヘイル	2024年6月27日	社外取締役 ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー	社外取締役 JSR株式会社社外取締役 ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー
市 川 佐 知 子	2024年6月25日	社外取締役 田辺総合法律事務所パートナー 東京エレクトロン株式会社社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構理事 アズビル株式会社社外取締役	社外取締役 田辺総合法律事務所パートナー 東京エレクトロン株式会社社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構理事
ゲイリー・ジョン・ブルーデン	2024年8月1日	社外取締役 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー	社外取締役 Motus GI Holdings Inc. 社外取締役 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー
ゲイリー・ジョン・ブルーデン	2025年3月31日	社外取締役 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー OSSIO, Inc. 社外取締役 Avisi Technologies, Inc. 社外取締役	社外取締役 Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー
岩 崎 真 人	2024年6月27日	社外取締役 公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会委員長 株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー セルソース株式会社創薬戦略顧問	社外取締役 JSR株式会社社外取締役 公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会委員長 株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー セルソース株式会社創薬戦略顧問

氏名	変更年月日	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況	変更前の地位、担当および重要な兼職の状況
岩崎 真人	2024年12月31日	社外取締役 公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会 保障委員会委員長 株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエ グゼクティブオフィサー	社外取締役 公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会 保障委員会委員長 株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエ グゼクティブオフィサー セルソース株式会社創業戦略顧問
	2025年3月31日	社外取締役 公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会 保障委員会委員長 株式会社Rock&Company代表取締役兼チーフエ グゼクティブオフィサー 株式会社IGPIグループシニア・エグゼクティブ・ フェロー	社外取締役 公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会 保障委員会委員長 株式会社Rock&Company代表取締役兼チーフエ グゼクティブオフィサー

(注) 1. 取締役ゲイリー・ジョン・ブルーデン氏のOSSIO, Inc. およびAvisi Technologies, Inc. については、勤務状況の変化により重要な兼職先としました。
2. 取締役岩崎真人氏の株式会社IGPIグループについては、勤務状況の変化により重要な兼職先としました。

(2) 執行役

(2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役	竹内 康雄	会長
執行役	ジョン・マンフレッド・デ・チェベル	チーフメディカルオフィサー (CMO)
執行役	フランク・ドレバロウスキー	エンドスコピックソリューションズディビジョンヘッド
執行役	泉 竜也	チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
執行役	ガブリエラ・カスティエヨ・ケイナ	チーフストラテジーオフィサー (CSO)
執行役	小林 哲男	チーフマニュファクチャリングアンドサプライオフィサー (CMSO)
執行役	倉本 聖治	セラピューティックソリューションズディビジョンヘッド
執行役	大月 重人	チーフヒューマンリソースズオフィサー (CHRO)
執行役	アンドレ・ヘリベルト・ローガン	チーフテクノロジーオフィサー (CTO)
執行役	ボリス・シュコルニック	チーフクオリティオフィサー (CQO)
執行役	ニール・ボイデン・タナー	グローバルジェネラルカウンセラー

(注) 1. 執行役のうち竹内康雄氏は、取締役を兼務しています。
2. 2024年10月1日付で次の執行役が新たに就任しました。
執行役 チーフメディカルオフィサー (CMO) ジョン・マンフレッド・デ・チェベル
執行役 グローバルジェネラルカウンセラー ニール・ボイデン・タナー
3. 2024年10月28日付で次の執行役が辞任により退任しました。これに伴い、当期末日までの間、暫定的に竹内康雄氏がCEOの役務を行いました。
代表執行役 シュテファン・カウフマン
4. 2025年3月31日付で次の執行役が退任しました。
執行役 アンドレ・ヘリベルト・ローガン

- 2025年4月1日付で次の執行役が新たに就任しました。
執行役 チーフテクノロジーオフィサー (CTO) サヤード・ムカラム・ナヴィード
- 2025年4月1日付で次のとおり執行役の担当に異動がありました。
代表執行役 会長兼社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) 竹内 康雄
執行役 ガストロインテスティナルソリューションズ フランク・ドレバロウスキー
執行役 サージカルインターベンションソリューションズ 倉本 聖治
- 2025年6月1日付で次の執行役が新たに就任する予定です。
執行役 ボブ・ホワイ ト 竹内 康雄
- 2025年6月1日付で次のとおり執行役の地位および担当を異動する予定です。
代表執行役 会長 ボブ・ホワイ ト
代表執行役 社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) ボブ・ホワイ ト
- 執行役および代表執行役に就任予定のボブ・ホワイ ト氏の正式な氏名は、ロバート・ジョン・ホワイ トです。
- 当社は執行役員制度を採用しており、2025年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

地位	氏名
執行役員	土屋 英 尚
執行役員	田代 芳 夫
執行役員	櫻井 友 尚
執行役員	後藤 正 仁
執行役員	楊 文 蕾
執行役員	河野 裕 宣
執行役員	スティーブン・ニーボーン

- (注) 1. 2025年3月31日付で次の執行役員が退任しました。
執行役員 田代 芳夫
2. 2025年4月1日付で次の執行役員が新たに就任しました。
執行役員 キース・ベティガー
執行役員 石引 康太
執行役員 木村 英伸
執行役員 ペドロ・ラザロ
執行役員 ガブリエル・マクヒュー
執行役員 森 徹明
執行役員 小倉 剛

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役藤田純孝、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・プルーデン、ルアン・マリー・ペンディ、岩崎真人、竹内康雄および大久保俊彦の各氏ならびに執行役ジョン・マンフレッド・デ・チェペル、フランク・ドレバロウスキー、泉竜也、ガブリエラ・カステイーヨ・ケイナー、小林哲男、倉本聖治、大月重人、アンドレ・ヘリベルト・ローガン、ボリス・シュコルニックおよびニール・ポイデン・タナーの各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、各取締役および各執行役がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合等については、補償の対象としないこととしています。なお、2024年10月28日付で取締役代表執行役社長兼チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）を辞任により退任したシュテファン・カウフマン氏とも、同様の補償契約を締結していました。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の役員および従業員であり、保険料は全額当社および当社子会社が負担しています。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。ただし、犯罪行為や法令違反を認識しながら行われた行為に起因する損害賠償請求は保険の対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

5. 取締役および執行役の報酬等の額

(1) 取締役および執行役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（人）	
		基本報酬	業績連動金銭報酬	非金銭報酬		
取締役	社内	742	522	191	29	4
	社外	248	203	—	45	11
	計	990	725	191	74	15
執行役		2,605	1,013	665	927	14

- (注) 1. 基本報酬は当期に支払った金額、短期インセンティブ報酬である業績連動金銭報酬および長期インセンティブ報酬である非金銭報酬（事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）および業績連動型株式報酬（PSU））は当期に費用計上すべき金額を記載しています。
2. 執行役は上記の14名のほかに、取締役を兼務する執行役が2名います。その2名の報酬等は社内取締役としての報酬等を含めて記載しています。取締役を兼務する執行役2名には2024年10月28日付で辞任により退任した1名を含んでいます。また、14名の執行役には2022年3月31日および2024年3月31日に退任した4名ならびに2024年10月1日に就任した2名を含んでいます。
3. 当社は、執行役を兼務しない取締役に對して業績連動報酬（業績連動金銭報酬および業績連動型株式報酬（PSU））を支給していません。
4. 上記の表には2023年6月27日開催の2023年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役1名および社外取締役1名ならびに2024年6月26日開催の2024年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役3名を含んでいます。
5. 社外取締役1名から報酬辞退の申し出があり、報酬委員会として支給しないことを決定したため、上記社外取締役の員数には含めていません。

(2) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、指名委員会等設置会社として、3名以上かつ独立社外取締役が過半数を占める委員で構成される報酬委員会を置き、当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針、報酬等の内容、報酬規程に関する事項等を審議・決定しています。

報酬委員会は当期に係る報酬等の内容についても、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容、決定方針の適用の整合性、また報酬等の決定結果の合理性などを含めて、審議を行ったうえで決定し、当該決定方針に沿うものであると判断しています。なお、報酬委員会は、独立報酬コンサルタントのPay Governance LLC社から、競争力ある報酬レベルとプラクティスを理解するための市場データとガイダンスの提供を受けて活用しました。また、取締役および執行役の報酬に関する全ての重要な事項に関して同社からアドバイスを受けました。

①役員報酬の基本方針

当社の役員報酬は、役員に「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい報酬とすることを基本方針としています。

②報酬水準

優秀なリーダーの確保・保持を可能とする競争力のある報酬水準とすべく、客観的な市場データ、経済環境、業界動向、役員の居住地および社内状況等を勘案したうえで、役割責任に鑑みた妥当な報酬水準を設定しています。市場データについては、報酬委員会が役員報酬の市場における競争力を適切に判断するためにグローバル・メドテックカンパニーの報酬水準を活用しています。

③取締役の報酬体系

■取締役の種類別報酬割合

取締役報酬は固定報酬として基本報酬（BS：Base Salary）を支給します。さらに、取締役と投資家との利害の

共有を図るという考え方を重視し、基本報酬（BS）に加え、非業績連動型の株式報酬（非金銭報酬）を付与します。

株式報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU: Restricted Stock Unit）とし、日本居住者は退任時に権利確定とします。日本非居住者の権利確定は、各地域における株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。また、株式報酬の額は、日本居住者、日本非居住者とも同額の800万円とし、株主総会における就任時の株価で付与ユニット数を算出し、権利確定後に当該ユニット数に応じた株数を支給します。

取締役	基本報酬 (BS)	非金銭報酬
	65～80%	RSU 20～35%

- (注) 1. 上記の図は日本出身の取締役について種類別報酬割合を图示したものです。日本以外の出身者については、RSU支給額は日本出身者と同等ですが、報酬総額に違いがあるため種類別報酬割合が異なります。
2. 執行役を兼務する者について、日本出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する基本報酬を執行役報酬とは別に支給します。日本以外の出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する基本報酬は執行役報酬に含めて支給します。また、執行役を兼務する者については、執行役報酬にRSUが設定されているため、取締役報酬としてのRSUは支給しません。

④執行役の報酬体系

経営戦略を達成し企業価値を創造するためには、有能な経営人材を確保し、その能力を十分に発揮してもらう報酬制度が必須です。そのために以下の考え方で報酬制度を決定しています。なお、この項における執行役には、取締役を兼務する執行役も含んでいます。

1. グローバル・メドテックカンパニーに対抗しうる、より強力なインセンティブプログラムとする。
2. 経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムとする。
3. 長期インセンティブ報酬（LTI: Long Term Incentive）を活用し、価値創造を重視したプログラムとする。
4. グローバル・メドテックカンパニーへの発展のステージを考慮した報酬水準とする。（グローバル水準および出身労働市場水準のハイブリッド型）
5. クローバックや株式保有ガイドラインの設定により、インセンティブに対する健全な管理を確保する。
6. チャレンジングかつアチーブメントな目標設定により、執行役のモチベーションを向上させる。

グローバル経営に責任を持つ執行役の報酬は、グローバル共通の制度とすることが望ましいですが、国・地域の市場による役員報酬水準の違いがあるため、例えば日本市場のみの報酬水準で有能な人材を引き付け、維持することは困難です。そのため全ての執行役の報酬は報酬ミックス・比率については同様の構成としますが、報酬水準については、各執行役により異なり、出身国における市場の水準を参照して決定します。

■執行役の種類別報酬割合（変動報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合）

執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬（BS）、業績連動金銭報酬である短期インセンティブ報酬（STI: Short Term Incentive）、および非金銭報酬である長期インセンティブ報酬（LTI）の組み合わせとしています。中長期的な企業価値および株主価値を向上するための経営戦略の達成に重点を置き、グローバル・メドテックカンパニーの報酬総額も考慮し、以下の比率としました。

代表執行役	BS:STI:LTI = 1:1.25:3
執行役	BS:STI:LTI = 1:1.15:2

長期インセンティブ報酬（LTI）は、事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）と業績連動型株式報酬（PSU: Performance Share Unit）で構成します。事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）と業績連動型株式報酬（PSU）の比率は、執行役が当社の長期的な業績目標を達成することへの貢献に報いるという狙いを推進し、かつ株式保有を促すため、RSU=40%、PSU=60%としました。執行役の報酬全体の構成比率は以下のとおりです。

代表執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
	19%	24%	RSU 23%	PSU 34%

(注) 上記の図は執行の役割に対する報酬の種類別報酬割合です。取締役を兼務する者の監督の役割に対する報酬は含んでいません。

執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
	24%	28%	RSU 19%	PSU 29%

(注) 日本以外の出身者には、個人別に従前の報酬契約との調整を図るための一時金やセバランス・ペイ、その他に住宅手当や年金等が設定されています。

■非金銭報酬に関する事項 事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）

年度毎に付与する事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）は、権利算定期間を3年とし、当期の長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額（基本報酬に2または3を乗じた金額）の40%に相当するユニット数を権利算定期間の開始時点で決定し、1年ごとに当該ユニット数に応じた株数の1/3を支給します。

権利算定期間内に報酬委員会が認める正当な事由により執行役が退任した場合には、退任月を含む在任月数で按分し、退任から1年経過後の報酬委員会の確認を経て相当する数の株式を支給します。ただし、個別契約により取扱いが定められている場合は、個別契約の定めるところに従って株式を支給します。

非金銭報酬でもある業績連動型株式報酬（PSU）については、後述の「業績連動報酬に関する事項②非金銭報酬業績連動型株式報酬（PSU）」の項目をご参照ください。

■業績連動報酬に関する事項①金銭報酬 短期インセンティブ報酬（STI）

短期インセンティブ報酬（STI）の標準額は、基本報酬（BS）に1.15または1.25を乗じた金額とし、対象期の終了後に報酬委員会でご評価指標に係る業績を評価のうえ、支給率および支給額を決定します。評価指標および算定方法は以下のとおりです。

評価指標	比率	選定理由	目標値と支給率の算定方法
売上高	25%	成長を評価するため	(注) 2
営業利益率	25%	成長と効率を評価するため	(注) 3
品質目標	30%	長期的、戦略的な取り組みを各年度内で着実に実施することが重要であるため	(注) 4
執行役個人目標	20%	当社のコアバリュー、特にその一つである「IMPACT（実行実現）」の趣意である「結果に対する責任を持ち、やり遂げる」を執行役自らが模範となって推進することを明示的に示すため	(注) 5

(注) 1. CEOおよび会長については執行役個人目標を設けず、売上高が35%、営業利益率が25%、品質目標が40%の構成とします。

2. 売上高

前期の決算短信の「次期の見通し」の売上高を目標としていましたが、整形外科事業の譲渡を決定し非継続事業となることが確定したことを受け、継続事業の売上高を目標とすることを2024年9月25日の報酬委員会で決議しました。目標の100%達成に対し100%が支給される、下限0%～上限200%支給の評価テーブルとしました。

3. 営業利益率

前期の決算短信の「次期の見通し」の営業利益率を目標としていましたが、整形外科事業の譲渡を決定し非継続事業となることが確定したことを受け、継続事業の営業利益率を目標とすることを2024年9月25日の報酬委員会で決議しました。目標の営業利益率±0.5ポイント以内の達成に対し100%が支給される、下限0%～上限200%支給の評価テーブルとしました。

4. 品質目標

・品質保証および法規制（QA&RA）の組織体制・製造プロセス・品質マネジメントシステム・クオリティカルチャーに存在すると考えられる根本原因（脆弱性）の改善に対する短期的な主要な取り組みの目標を、STIの報酬評価の目標値としました。
・報酬委員会は社外取締役で構成された品質保証および法規制（QA&RA）委員会と連携し、不適合の是正と品質システム改善のための多岐に及ぶ実施項目の完了に基づき、報酬評価の目標値や達成率の妥当性を判断しました。

5. 執行役個人目標

- ・執行役が当期に達成しなければならない具体的な結果を執行役個人目標としました。
- ・(1)全社品質変革プログラム、(2)長期的サステナビリティ、(3)短期改善課題、(4)執行役別予算の4つに関わる目標とし、それぞれ5%の比率としました。

評価結果は以下のとおりです。

評価指標	比率	目標値	実績値	支給率
売上高	25%	10,090億円	9,905億円	81.4%
営業利益率	25%	19.6%(19.1~20.1%)	18.9%	96.0%
品質目標	30%	不適合の是正およびマネジメントレビュー体制実現の進捗、Elevateワークストリーム成果物の達成	目標を上回る水準	150.0%
執行役個人目標	20%	個人別に設定	達成率70.5%~113.8%	平均94.6%

(注) 売上高は為替調整として当期の業績予想に使用した為替レートを適用し、営業利益率はその他の収益・費用を差し引いた調整後の営業利益から算出しています。

以上の実績を踏まえ、報酬委員会において会長および各執行役の支給率の合計を算出し、各評価指標の支給率の合計は、会長については112.5%に、執行役については平均108.3%となりました。この支給率を短期インセンティブ報酬 (STI) 標準額に乘じ支給額を決定します。

■業績連動報酬に関する事項② 非金銭報酬 業績連動型株式報酬 (PSU)

年度毎に付与する業績連動型株式報酬 (PSU) は、業績評価期間において予め定めた業績指標の業績評価期間終了時における達成度に応じて株式を交付するものです。

業績評価期間内に報酬委員会が認める正当な事由により執行役が退任した場合には、業績指標の業績評価期間終了時における達成度に応じて、退任月を含む在任月数で按分し、報酬委員会の確認を経て相当する数の株式を支給します。ただし、個別契約により取扱いが定められている場合は、個別契約の定めるところに従って株式を支給します。

2023年3月期を評価対象期間の開始とし、当期を評価対象期間の終了とする業績連動型株式報酬 (PSU) の評価指標および算定方法は以下のとおりです。

評価指標	比率	選定理由	支給率の算定方法
営業利益率	20%	企業価値向上のため継続的に改革を推進することから、引き続き営業利益の評価を行うことが適切であると判断したため	(注) 1
相対TSR	60%	企業価値・株主価値を評価する指標として相対TSRが適切であると判断したため	(注) 2
ESG	20%	企業経営のベースであり、経営戦略でも重視することを表明しているため	(注) 3

- (注) 1. 営業利益率
営業利益率は、その他の収益、その他の費用を差し引いた調整後の実績とします。また、支給率は、各年度の支給率の単純平均値とします。
2. 相対TSR
(25%ileから50%ileの相対TSR指標の支給率%) = 2 x (相対TSRの結果%ile)
3. ESG
評価期間の各年度のDJSI-Index (Dow Jones Sustainability Index) より決定します。

評価結果は以下のとおりです。

評価指標	比率	目標 (100%支給)	結果	支給率
営業利益率	20%	各年度の100%支給目標値を設定	(注) 1	32.0%
相対TSR	60%	50%ile (Peer group)	35.3%ile	70.6%
ESG	20%	DJSI-Index	(注) 2	200.0%

(注) 1. 営業利益率の各年度の100%支給目標値および結果は以下のとおりです。

	目標値	結果
2023年3月期	21.4%	20.0%
前期	18.9%~20.9%	16.2%
当期	19.1%~20.1%	18.9%

2. DJSI-Indexの各年度の結果は以下のとおりです。

	結果
2023年3月期	World
前期	World
当期	World

以上の実績を踏まえ、報酬委員会において支給率を算出し、支給率は各評価指標の支給率の合計88.8%となりました。各執行役に付与されているPSUユニット数にこの支給率を乗じ、支給株数を算出します。

当期を評価対象期間の開始とし、2027年3月期を評価対象期間の終了とする業績連動型株式報酬 (PSU) の評価指標および算定方法は以下のとおりです。当業績連動型株式報酬 (PSU) では、長期インセンティブ報酬 (LTI) の標準額の60%に相当するユニット数を業績評価期間の開始時点で決定し、業績評価期間終了後に当該ユニット数およびパフォーマンスに応じた株数を支給します。

評価指標	比率	選定理由	目標値と支給率の算定方法
相対TSR	60%	企業価値・株主価値を評価する指標として相対TSRが適切であると判断したため	(注) 1
品質目標	20%	長期的、戦略的な取り組みとして着実に実施することが重要であるため	(注) 2
ESG	20%	企業経営のベースであり、経営戦略でも重視することを表明しているため	(注) 3

- (注) 1. 相対TSR
グローバル・メドテックカンパニー20社をピアグループに設定し、自社のTSRのランクが50%水準に位置した場合に100%支給とします。0%~200%支給の評価テーブルは、ピアグループとの相対比較をもとに算出しています。
2. 品質目標
・品質保証および法規制 (QA&RA) の組織体制・製造プロセス・品質マネジメントシステム・クオリティカルチャーに存在すると考えられる根本原因 (脆弱性) の改善に対する中長期的な主要な取り組みの目標を、PSUの報酬評価の目標値とします。
・報酬委員会は社外取締役で構成されたイノベーション&セーフティ (I&S) 委員会 (品質保証および法規制 (QA&RA) 委員会の役割も引き継ぐ新たな委員会として2025年4月に設置) と連携し、不適合の是正と品質システム改善のための多岐に及ぶ実施項目の完了に基づき、報酬評価の目標値や達成率の妥当性を判断します。
3. ESG
①前期と同様に、以下の理由でDJSI (Dow Jones Sustainability Index) のIndexを評価指標として設定します。
・企業活動全体に対する網羅性がある。

- ・評価領域のカバレッジの広さから、幅広くステークホルダーの期待との対照をとることができる。
- ・信頼性の高い外部評価機関であり、透明性・公平性が担保できる。

②当社におけるESGの重点領域とマテリアリティに鑑み、上記の評価指標に加え、内部指標として以下の2つの重点領域における評価指標を設定します。

- ・医療機会の幅広い提供およびアウトカムの向上
- ・社会と協調し脱炭素および循環型社会実現への貢献の領域

③各評価指標の目標を設定し、達成度に応じた評価テーブルを設定します。

■ クローバック条項

経営層（執行役）の無謀な投資、不正会計処理、重大なコンプライアンス違反等の抑止力とすることを目的に、クローバックを設定しています。クローバックの対象は、執行役の短期インセンティブ報酬（STI）および長期インセンティブ報酬（LTI）で、以下の事象が発生した場合に当該支給済みの報酬の全部または一部の返還を請求することができます。

- 当社または当社グループにおける財務諸表の正確性に疑義が生じたことにより、当社の連結財務諸表に関する過年度決算の修正がなされ、かつ、提出済の有価証券報告書の訂正が必要となった事象
 - 執行役の意思決定による過剰なM&Aなどによる一時的な売り上げ増などにより、報酬が上積みされ、その後大きな損失が発生したような事象
 - 執行役による企業価値を棄損するオリンパスグローバル行動規範への重大な違反
 - 執行役が法令、社内規程または当社との間において締結した契約に、重要な点で違反したと認められる事象
- なお、個別事象に対するクローバックの適用の最終決定は報酬委員会が行い、取締役会に報告します。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

(2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	デイビッド・ロバート・ヘイル	ValueAct Capital Management L.P. 共同チーフエグゼクティブオフィサー
社 外 取 締 役	市 川 佐 知 子	田辺総合法律事務所パートナー 東京エレクトロン株式会社社外取締役 公益社団法人会社役員育成機構理事 アズビル株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	観 恒 平	観恒平公認会計士事務所長 国際会計士連盟 (IFAC) ボードメンバー 日本公認会計士協会シニアアドバイザー
社 外 取 締 役	ゲイリー・ジョン・ブルーデン	Lantheus Holdings Inc. 社外取締役 GPS Med Tech Strategy Consulting LLC チーフエグゼクティブオフィサー OSSIO, Inc. 社外取締役 Avisi Technologies, Inc. 社外取締役
社 外 取 締 役	岩 崎 真 人	公益社団法人経済同友会経済・財政・金融・社会保障委員会委員長 株式会社Rock&Company 代表取締役兼チーフエグゼクティブオフィサー 株式会社IGPIグループシニア・エグゼクティブ・フェロー

- (注) 1. 市川佐知子、観恒平、ゲイリー・ジョン・ブルーデンおよび岩崎真人の各氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
2. デイビッド・ロバート・ヘイル氏の重要な兼職先であるValueAct Capital Management L.P.が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.は、当社の株式を保有しています。
3. 本項目については、2024年6月26日開催の2024年3月期定時株主総会終結の日の翌日以降、当期末日までの期間中に在任した者のうち兼職のある者について記載しています。

(2) 当期における主な活動状況

当社の社外取締役は、取締役会が決定した当社の経営の基本方針に基づき、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役および執行役の職務をモニタリングするとともに、経営陣から独立した客観的な立場で、また様々なステークホルダーの視点をもって意見および提言を行っています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 藤田 純孝	取締役会 16回/16回 指名委員会 13回/13回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。また、取締役会議長として、取締役会の監督機能の強化を目指し、中長期的な経営戦略、事業計画等の重要な議案に注力するよう、取締役会をリードしています。加えて、社外取締役だけの会合を定期的実施し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識の共有を図るとともに、毎回の取締役会の終了後に社外取締役のみでExecutive Sessionを開き、その日の審議案件に基づく課題や今後取締役会で深掘りすべき論点等について意見交換を行っています。さらに、それら会合およびExecutive Sessionの内容を議長として執行にフィードバックしています。また、指名委員会の委員長として、取締役および執行役の選任やサクセッションプランに係る審議を主導し、その職責を果たしています。
取締役 デイビッド・ロバート・ハイル	取締役会 14回/16回 報酬委員会 6回/6回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバル経営に関する多角的な知見に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会では、取締役および執行役の報酬内容に係る審議において積極的に発言を行うなど、その職責を果たしています。
取締役 ジミー・シー・ピースリー	取締役会 16回/16回 報酬委員会 10回/10回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバルでの医療事業における専門的知見に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会では、委員長として取締役および執行役の報酬内容に係る審議を主導し、その職責を果たしています。
取締役 市川 佐知子	取締役会 15回/16回 監査委員会 22回/22回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバルかつ高度な専門性に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、監査委員会では、取締役および執行役の職務執行の監査に係る審議において積極的に発言を行うなど、その職責を果たしています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 観 恒平	取締役会 16回/16回 監査委員会 22回/22回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバルかつ高度な専門性に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、監査委員会では、委員長として取締役および執行役の職務執行の監査に係る審議を主導し、その職責を果たしています。
取締役 ゲイリー・ジョン・ブルーデン	取締役会 15回/16回 指名委員会 13回/13回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバル経営に関する多角的な知見に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、指名委員会では、取締役および執行役の選任やサクセッションプランに係る審議において積極的に発言を行うなど、その職責を果たしています。
取締役 ルアン・マリ・ペンディ	取締役会 16回/16回 報酬委員会 10回/10回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバルかつ高度な専門性に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会では、取締役および執行役の報酬内容に係る審議において積極的に発言を行うなど、その職責を果たしています。
取締役 岩崎 真人	取締役会 12回/12回 指名委員会 11回/11回	取締役会では、独立した客観的な立場から当社グループの経営に対し必要な発言を行っています。特に、グローバルかつ広範な知見に基づき、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、指名委員会では、取締役および執行役の選任やサクセッションプランに係る審議において積極的に発言を行うなど、その職責を果たしています。

- (注) 1. 取締役デイビッド・ロバート・ハイル氏の報酬委員会の出席状況は、2024年6月26日の委員就任後に開催されたものを対象としています。
2. 取締役岩崎真人氏の取締役会および指名委員会の当期における出席状況は、2024年6月26日の取締役および委員就任後に開催されたものを対象としています。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支給額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	231百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	273百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の執行状況および監査報酬の見積もりの算出根拠など必要な情報の入手および検証を行った結果、会社法第399条第1項の同意をしました。
3. 当社の重要な子会社であるOlympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding SE、Olympus (China) Co., Ltd.およびOlympus Corporation of Asia Pacific Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として、各種アドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査委員会は、監査委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、さらなる監査品質の向上を志向する場合、またはその他必要があると判断した場合には、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

I オリンパスグループにおける業務の適正を確保するための体制

【当社の体制】

- (1) 当社は、指名委員会等設置会社として、経営の監督と執行の明確な分離により、ガバナンスの強化ならびに透明性の一層の向上および業務執行の意思決定の迅速化・効率化を図ります。
- (2) 取締役会は、監督機能を高める観点から、取締役の半数以上を独立社外取締役で構成し、オリンパスグループの経営に係る重要事項を決定するとともに、執行役の職務の執行を監督します。
- (3) CEOは、執行の最高責任者として他の執行役を統括し、執行における全責任を負います。
- (4) 執行役は、取締役会から委任された事項について意思決定を行い、オリンパスグループ全体における自己の管掌範囲の業務を執行します。また、取締役会に、その職務の執行について定期的に報告します。
- (5) グループ経営執行会議は、執行役で構成され、オリンパスグループ全体の業務執行における重要事項について審議およびモニタリングを行います。

1. オリンパスグループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営理念およびオリンパスグローバル行動規範等の「経営の基本方針」を定め、執行役の職務の執行を監督します。
- (2) 執行役は、オリンパスグループの役員および使用人が遵守すべき方針や手続き等を明確にした各種規程類を制定し、オリンパスグループにおける職務を執行します。また、規程類に係る継続的な教育等を行うことにより、その内容の浸透およびオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (3) 当社は、コンプライアンス活動に関してオリンパスグループ全体を統括する責任者を任命し、統括機能を設置します。統括機能は、コンプライアンスマネジメントシステム規程に基づき、オリンパスグループのコンプライアンスに関する施策の推進および使用人に対する教育等を実施します。また、グローバルおよび各地域に通報受付窓口を設置し、コンプライアンス違反に関する通報を受け付けます。
- (4) 当社は、CEO直轄の内部監査機能を設置します。内部監査機能は、内部監査規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの各種内部監査を実施し、その結果をCEOおよび監査委員会に対して報告します。当社は、その結果を踏まえ、適切な措置を講じます。

【運用状況の概要】

- (1) 当社は、「経営の基本方針」において、オリンパスグループの役員および従業員が遵守すべき基本事項として「経営理念」および「オリンパスグローバル行動規範」等を定めています。執行役は本方針に基づき

業務執行を行い、取締役会はそれを監督しています。

- (2) 執行役は、オリンパスグループの従業員に対して、社内メッセージの配信やタウンホールミーティングの開催を通じて「オリンパスグローバル行動規範」への理解および遵守を促進するほか、オリンパスグループの業務遂行の基礎となる「オリンパスグローバル規程/Olympus Global Rules」である品質および輸出管理等の各種規程類に係る研修やe-learning等を実施することにより浸透を図っています。また、オリンパスグループの取引に関して、国内の取引においては反社会的勢力排除規程に基づいた調査を実施し、海外の取引においては各地域または各機能にて取引先に対するデューデリジェンスを実施し、法令等の遵守を確認しています。さらに、当社は、ESGの活動を推進するESG委員会を設置し、サステナビリティ戦略の遂行やマテリアリティに関する審議および目標に対する進捗のモニタリングなどを実施しています。ESG全体戦略の遂行状況と取り組みの課題についてグループ経営執行会議および取締役会に報告しています。また引き続き、役員の業績連動報酬である長期インセンティブ報酬の評価指標にESGの項目を設定しています。
- (3) チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）は、オリンパスグループにおけるコンプライアンス活動を統括します。CCOは、日本、米州、欧州、アジア等の各地域におけるコンプライアンス活動の責任者で構成されるグローバルコンプライアンスリーダーシップチームの議長を務め、グローバル全体でコンプライアンス活動を推進し、取締役会、監査委員会およびグループ経営執行会議に当該活動の報告をしています。また、懸念事項の報告を希望する者が多言語で24時間利用できる、グローバルな内部通報受付窓口「オリンパス・インテグリティ・ライン」を設置しているほか、各地域にも個別の窓口を設置し、CCOからオリンパスグループの全従業員に向けたスピークアップ（内部通報制度活用）の促進のメッセージ配信等により、不正行為の防止および早期発見に努めています。
- (4) チーフインターナルオーディットオフィサー（CIAO）は、オリンパスグループにおける内部監査業務を統括します。CIAOは、内部監査規程に基づき、オリンパスグループの年度内部監査計画について取締役会の承認および監査委員会の確認を受けています。また、内部監査の実施状況および結果についてCEO、グループ経営執行会議および監査委員会に報告しています。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、各地域において文書管理規程等の規程類を定め、重要な文書または電磁的情報を保存および管理するとともに、必要に応じて閲覧できる状態を維持します。

〔運用状況の概要〕

執行役は、執行役の職務の執行に係る重要な情報について、各地域の法令および規程に基づき、文書および電磁的情報を適切に保存・管理しています。また、取締役が、重要な文書または電磁的情報を必要ときに閲覧できるものとしています。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体は、慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
- (2) 当社は、オリンパスグループのリスクマネジメントを担当する機能を設置します。担当機能は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一

リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメント体制を整備し、その適切な運用および管理にあたります。緊急事態発生時には、執行役等に緊急報告を行い、速やかに対処します。

- (3) 当社は、オリンパスグループにおける損失のリスク（品質、製品安全、輸出入管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等）に関して、領域ごとに所管する機能を設置します。各所管機能は、規程類を制定し、オリンパスグループの予防的リスクマネジメントおよび教育を実施します。

〔運用状況の概要〕

- (1) 執行役は、経営戦略や事業計画等のオリンパスグループの経営に係る重要事項について、グループ経営執行会議での十分な審議を経たうえで取締役会の承認を受けています。また、執行役は、取締役会から委任された事項について職務権限規程に基づき意思決定を行い、取締役会付議・報告基準に基づき取締役会に報告しています。さらには、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行っています。
- (2) オリンパスグループにおける企業リスクに対処し、各法令等を遵守するための体制を確立、運用することを目的とした、グローバルリスクアシュアランス・コンプライアンス委員会（G-RACC）を設置し、グローバル全体でリスクマネジメントの取り組みを行っています。当期は、リスクマネジメント担当機能にて各事業および各機能とともにリスク評価を実施し、その結果をG-RACC、グループ経営執行会議および取締役会に報告しました。また、災害が発生した場合の迅速な対応のため、定期的な訓練等を実施しています。
- (3) オリンパスグループにおける個々の損失のリスク（品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等）に関して、各所管機能において規程の制改定やオリンパスグループの従業員に対する教育等を実施しています。特に、当期は、前期から引き続き、製品の品質向上および法規制遵守をグローバルメドテックカンパニーとして相応しいレベルで果たすために、オリンパスグループ全体で品質保証および法規制（QA&RA）体制の強化に取り組んでいます。また、情報セキュリティにおいても、引き続きオリンパスグループ全体でより迅速な対応を可能とするインシデント対応体制の強化に取り組んでいます。

4. オリンパスグループの職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に対し適切な権限移譲を行います。執行役は、取締役会が定めた職務分掌に基づき、オリンパスグループ全体における管掌範囲の職務を執行します。また、職務権限規程、組織規程等を整備し、管掌範囲における主要な職位の責任と権限を明確にします。

〔運用状況の概要〕

取締役会は、オリンパスグループの経営戦略に基づく事業計画その他の重要事項について承認する一方、取締役会で決裁すべき事項以外の業務執行事項については、執行役に委任し、意思決定の迅速化および効率化を図っています。なお、当期は、取締役会を16回開催しました。また、取締役会は、執行役の職務分掌および指揮命令の関係を適切に決定しています。執行役は、その職務の執行状況について取締役会へ報告しています。さらに、職務権限規程等において、意思決定に関与する各ポジションの責任と権限を明確にすることにより、適正かつ効率的な意思決定が行われる体制を整備しています。また、当社は、財務規程に基づき、定期的に子会社の資金、為替および金融機関取引状況を取得し統括管理するとともに、オリンパスグループ全体の資金状況を定期的に執行役へ報告しています。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、オリンパスグループの各地域に属する複数の関係会社を管理・統括する地域統括会社を設置します。地域統括会社の責任者は、関係会社管理規程および関連する規程類に基づき、関係会社の経営状況等について定期的にCEOに報告します。

また、関係会社の経営上の重要事項について、職務権限規程等に基づき、当社の承認または当社への報告を義務付けます。

[運用状況の概要]

地域統括会社の責任者は、定期的に子会社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果をCEOに報告しています。また、レビュー結果を基に、子会社の状況について継続的にモニタリング等を行っています。さらに、当社は、連結会計規程およびグループ税務方針に基づき、子会社から必要な財務情報を適時適切に取得し、内容の確認および承認を行っています。

当社は、当社の役員等を主要な子会社において取締役等として選任しているほか、各機能長がオリンパスグループにおける当該機能全体を管理しています。また、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき、当社において審議しています。

II 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

1. 監査委員会の職務を補助すべき使用人ならびに当該使用人の執行役からの独立性および実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。さらに必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

- ①取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。
- ②監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

[運用状況の概要]

当社は、監査委員会室を設置し、2025年3月31日時点において専任の使用人を4名配置しています。また、規程類の定めに従い、次のとおりこれらの使用人の執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の使用人に対する指示の実効性を確保しています。

- ①取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとしています。
- ②監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動等は監査委員会の同意を得たうえで決定しています。また、賃金および人事評価等は、常勤監査委員による評価内容を監査委員会で確認および同意のうえ、決定しています。

2. オリンパスグループの役員および使用人が監査委員会に報告をするための体制

- (1) オリンパスグループの取締役（監査委員を除く）、執行役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、オリンパスグループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実、またはオリンパスグループの業務に著しく不当な事実を発見したときは、直接または担当機能を通じ直ちに監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等は速やかに監査委員会に報告します。
- (2) コンプライアンス活動に関してオリンパスグループ全体を統括する責任者は、オリンパスグループにおけるコンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して定期的に報告します。また、内部通報制度に基づく通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。
- (3) 内部監査機能は、オリンパスグループにおける内部監査の状況を監査委員会に対して定期的に報告します。

[運用状況の概要]

- (1) 当社および子会社の取締役、執行役、執行役員および使用人は、法令等に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときには、その事実について監査委員会に報告します。また、監査委員会から報告を求められたときは、速やかに監査委員会に報告するなど、綿密な連携を図っています。
- (2) CCOは、定期的および必要な都度、コンプライアンスに関する状況ならびに内部通報状況および調査結果を監査委員会に報告しています。
- (3) CIAOは、定期的および必要な都度、内部監査の計画および監査状況を監査委員会に報告しています。

3. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

[運用状況の概要]

当社は、監査委員および監査委員会の職務を支える体制に係る規程等において、監査委員会に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、これを遵守しています。

4. 監査委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、規程類に基づき、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに支出します。

[運用状況の概要]

当社は、監査委員会の活動に関する予算を計上し、監査委員の求めに応じて、必要な費用を適宜精算しています。

5. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) オリンパスグループの取締役、執行役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
- (2) 当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
- (3) 当社は、監査委員が重要な会議に出席する機会を確保します。
- (4) 監査委員会は、内部監査機能から監査結果等について報告を受けるとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使するなど、内部監査機能と緊密な連携を図ります。
- (5) 当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

[運用状況の概要]

- (1) 監査委員会は、当社および子会社の取締役、執行役、執行役員および使用人に対するヒアリングをのべ43回実施しました。
- (2) 監査委員会は、取締役、執行役、執行役員および会計監査人、その他必要な者と、定期的および必要な都度、意見交換を行っています。
- (3) 常勤監査委員は、グループ経営執行会議等の重要な会議に出席し、当該会議における情報を監査委員会へ適宜共有しています。
- (4) CIAOは、定期的および必要な都度、監査委員会に報告し、監査委員会は、必要に応じて調査を求め、または具体的な指示を行っています。
- (5) 監査委員会は、子会社の情報をCIAOおよびその他内部統制機能（ガバナンス・リスク・コンプライアンスの責任者、チーフファイナンシャルオフィサー（CFO）および経理機能の担当者）から報告聴取しています。

(注) 2024年10月28日付でシュテファン・カウフマン氏が取締役代表執行役社長兼CEOを辞任により退任したことに伴い、当期末日までの間、暫定的に取締役代表執行役会長兼ESGオフィサーの竹内康雄氏がCEOの役務を行いました。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企

業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの持続的な成長を実現させるため、手元資金を成長ドライバーへの投資に優先的に配分していく方針であり、収益性の高い既存事業への投資や成長機会への戦略的な投資を実施してまいります。配当については、安定的かつ段階的に増配し、当社株式の取得については、投資機会と資金状況に応じて機動的に実施する方針です。

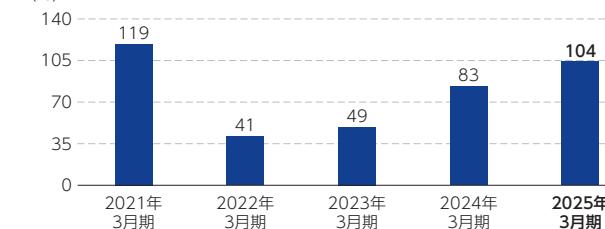
上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2025年5月13日開催の取締役会決議により、前期より2円増配の1株当たり20円としました。効力発生日および支払開始日は、2025年6月5日です。

(ご参考)

■ 1株当たり配当額
(円)



■ 総還元性向
(%)



連結計算書類

連結財政状態計算書

科目	2025年3月期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	679,443
現金及び現金同等物	252,532
営業債権及びその他の債権	204,183
その他の金融資産	2,301
棚卸資産	187,145
未収法人所得税	4,382
その他の流動資産	28,451
小計	678,994
売却目的で保有する資産	449
非流動資産	753,383
有形固定資産	263,410
のれん	180,191
無形資産	93,971
退職給付に係る資産	40,510
持分法で会計処理されている投資	482
営業債権及びその他の債権	64,200
その他の金融資産	43,440
繰延税金資産	65,400
その他の非流動資産	1,779
資産合計	1,432,826

(単位：百万円)

科目	2025年3月期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	425,361
営業債務及びその他の債務	61,415
社債及び借入金	94,985
その他の金融負債	21,829
未払法人所得税	42,451
引当金	16,001
その他の流動負債	188,680
非流動負債	255,732
社債及び借入金	134,117
その他の金融負債	62,802
退職給付に係る負債	19,800
未払法人所得税	4,743
引当金	2,095
繰延税金負債	13,632
その他の非流動負債	18,543
負債合計	681,093
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分	751,733
資本金	124,643
資本剰余金	92,433
自己株式	△27,923
その他の資本の構成要素	141,613
利益剰余金	420,967
資本合計	751,733
負債及び資本合計	1,432,826

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	2025年3月期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
継続事業	
売上高	997,332
売上原価	313,635
売上総利益	683,697
販売費及び一般管理費	495,654
持分法による投資損益	466
その他の収益	5,246
その他の費用	31,293
営業利益	162,462
金融収益	3,449
金融費用	6,841
税引前利益	159,070
法人所得税費用	41,270
継続事業からの当期利益	117,800
非継続事業	
非継続事業からの当期利益	55
当期利益	117,855
当期利益の帰属	
親会社の所有者	117,855
当期利益	117,855

連結持分変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計	
2024年4月1日 残高	124,643	92,032	△102,017	149,127	493,401	757,186	757,186
当期利益					117,855	117,855	117,855
その他の包括利益				△4,391		△4,391	△4,391
当期包括利益	-	-	-	△4,391	117,855	113,464	113,464
自己株式の取得			△100,002			△100,002	△100,002
自己株式の処分		△172	172			0	0
自己株式の消却		△172,499	172,499			-	-
剰余金の配当					△20,981	△20,981	△20,981
利益剰余金から資本剰余金への振替額		172,431			△172,431	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替額				△3,123	3,123	-	-
株式報酬取引		641	1,425			2,066	2,066
所有者との取引額等合計	-	401	74,094	△3,123	△190,289	△118,917	△118,917
2025年3月31日 残高	124,643	92,433	△27,923	141,613	420,967	751,733	751,733

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況
連結子会社の数 81社

主要な連結子会社の名称
Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited
Olympus (China) Co., Ltd.

連結範囲の変更
(新規) 2社

Olympus Corporation Chile SpAは、Sur Medical SpA社からオリンパス製品の販売事業を買収し、当連結会計年度に新規設立したことに伴い、連結子会社に含めています。

Olympus Regional Headquarter LLCは、当連結会計年度に新規設立したことに伴い、連結子会社に含めています。

(除外) 10社

オリンパステルモバイオマテリアル株式会社並びにFH Ortho SAS及びそのグループ会社5社は、当連結会計年度に譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しています。

Quest Medical Imaging SASは、当連結会計年度に閉鎖したことに伴い、連結子会社から除外しています。

Gyrus ACMI LP他1社は、当連結会計年度に他の連結子会社と合併したことに伴い、連結子会社から除外しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況
持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称 ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

①当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

②分類及び事後測定

金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しています。

③金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12か月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しています。なお、営業債権、契約資産及びリース債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

④認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

(2) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ契約及び金利通貨スワップ等のデリバティブを利用しており、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。また、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブをヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定並びに文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす金利及び金利通貨関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段にかかる公正価値の変動額のうち、ヘッジの効果が有効な部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象取引を実行し純損益に認識するまでその他の資本の構成要素として認識しています。また、有効でない部分は純損益として認識しています。

その他の資本の構成要素に認識したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として会計処理しています。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、ヘッジ会計を中止し、従来その他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振替えています。ヘッジ会計を中止した場合であっても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生の可能性が見込まれる場合には、ヘッジ会計の中止時までにはその他の資本の構成要素として認識していた金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に認識しています。

なお、当社グループは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っていません。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。取得原価には、購入原価および加工費、ならびに棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストが含まれ、主として加重平均法に基づいて算定されています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです（使用権資産を除く）。

- ・建物および構築物：2～50年
- ・機械装置および運搬具：2～10年
- ・工具、器具および備品：2～15年

見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんは償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損損失が発生した場合には、純損益として認識しています。

(6) 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価には、資産の取得に直接起因する費用が含まれています。企業結合において取得した無形資産は取得日現在の公正価値で測定しています。また、自己創設無形資産には資産化の要件を満たす開発費用を認識し、要件を満たさない場合には発生時に費用として認識しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除いて、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・開発資産：4～8年
- ・ソフトウェア：3～5年
- ・その他：3～15年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産は償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

(7) リース

①借手リース

借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しています。

リース負債は、リース開始日において支払われていないリース料総額の現在価値で測定しています。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料並びに原状回復コスト等を調整した額を当初測定額としています。使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で償却しています。

リース期間は、解約不能期間を基準として、合理的に確実なオプション期間を見積もり加減しています。また、支払リース料総額をリース負債元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように算定のうえ、純損益として認識しています。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には当該契約がリース又はリースを含むと契約開始時に判断しています。

また、短期リース及び原資産の価値が少額であるリースについては、使用権資産とリース負債の認識を行わず、支払リース料を費用として認識しています。なお、使用権資産およびリース負債は連結財政状態計算書上、それぞれ「有形固定資産」「その他の金融負債」に含めて表示しています。

②貸手リース

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収総額の現在価値を、リース期間の起算日に収益に認識し、対応する金額をリース債権として認識しています。また、未稼得金融収益は、リース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、当該期間に帰属する部分を収益に認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書上で認識し、受取リース料をリース期間にわたって定額法により収益に認識しています。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産および売却目的で保有する非流動資産を除く）の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しています。ただし、のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産については、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前の割引率を用いて現在価値に割引いています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該単位内のその他の資産に対し、各資産の帳簿価額に基づき比例按分しています。

過去の期間に認識した減損損失について戻入れを示す兆候が存在し、資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、減損損失を認識しなかった場合に戻入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れをしていません。

(9) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループに分類しています。

売却目的保有に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、非流動資産は減価償却又は償却を行わず、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループを、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い金額で測定しています。

当社グループは、経営上の意思決定を行う単位としての事業について、既に売却された場合、あるいは売却目的の保有として分類すべき要件を満たした場合に、当該事業を非継続事業として分類することとしています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いて測定しています。

(11) 従業員給付

①退職後給付

当社グループは、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しています。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

確定給付制度債務の現在価値への割引に使用する割引率は、退職後給付債務と通貨や期日が整合する優良社債の利回りを参照して決定しています。

確定給付制度に係る資産または負債は、制度ごとの確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額として算定しています。

確定給付型年金制度から生じる再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しています。

確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した期間に応じて費用として認識しています。

②短期従業員給付

短期従業員給付は割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額の信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③その他の長期従業員給付

当社グループは、年金制度以外の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇や報奨金制度を有しています。その他の長期従業員給付に対する債務額は、従業員が過年度および当年度において提供した勤務の対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割引いた額を負債として認識しています。

(12) 収益

当社グループは、内視鏡および治療機器の製造販売を主な事業としています。

内視鏡事業

内視鏡事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡などの医療機器の販売並びにリース及び修理などの医療サービスを行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

内視鏡事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。なお、製品、および保守サービス等の複数の要素から構成される取引については、販売する製品および提供するサービス等が単独で独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、取引総額を各構成要素の独立販売価格に基づいて比例的に配分しています。

医療機器に関する保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

医療機器に関する貸手のリース取引については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (7) リース」に従って会計処理しています。なお、リース契約に関するリース料は、個々の契約に定められた支払い条件に基づき受領しています。

治療機器事業

治療機器事業においては、消化器科処置具、泌尿器科製品、呼吸器科製品、エネルギー・デバイス並びに耳鼻咽喉科製品及び婦人科製品などの医療機器の販売を行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

治療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

5. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

・棚卸資産の評価（注記「4. 会計方針に関する事項 (3) 棚卸資産」）

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は、187,145百万円です。

・非金融資産の減損（注記「4. 会計方針に関する事項 (8) 非金融資産の減損」）

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について、注記「4. 会計方針に関する事項」に従って、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの減損テストにおいて回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。

使用価値は、主として経営者が承認した事業計画、及び事業計画の期間経過後は成長率を基礎とした継続価値によるキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて計算しています。

事業計画は5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映し、外部情報及び内部情報との整合のうえ作成し、当該事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積っています。

使用価値の見積りにおける主要な仮定は、事業計画における成長率、営業利益率、計画期間経過後の成長率及び割引率です。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した有形固定資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ263,410百万円、180,191百万円、93,971百万円です。

・引当金の測定（注記「4. 会計方針に関する事項（10）引当金」）

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の期末日における最善の見積りに基づいて測定しています。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しています。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した引当金の金額は、18,096百万円です。

・偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には、開示しています。

・確定給付制度債務の測定（注記「4. 会計方針に関する事項（11）従業員給付」）

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債又は資産として認識しています。確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の金額は、それぞれ40,510百万円、19,800百万円です。

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、成長率や営業利益率等の仮定を含む事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、それぞれ65,400百万円、13,632百万円です。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 流動資産	4,423百万円
(2) 非流動資産	5,877百万円

貸倒引当金のうち3,283百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして非流動資産の「営業債権及びその他の債権」に計上された長期未収入金3,283百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 432,094百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式	1,139,116,300株
------	----------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	20,981	18	2024年3月31日	2024年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年5月13日開催の取締役会において、配当に関する事項を次のとおり決議しました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	22,556	利益剰余金	20	2025年3月31日	2025年6月5日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	211,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

営業債権及びその他の債権に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従い、主な外部取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、リスク低減を図っています。

保有株式に係る市場価格リスクは、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すことにより、リスク低減を図っています。

外貨建の金融資産及び金融負債に係る為替変動リスクは、主に先物為替予約及び通貨スワップの利用により、リスク低減を図っています。また、一部の長期借入金に係る金利変動リスクは、金利スワップ取引を実施して利息の支払額を固定化することにより、リスク低減を図っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の測定レベルは、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて以下の3つに区分しています。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）市場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値

金融商品のレベル間の振替は、各期末日に発生したものと認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル間の振替が行われた重要な金融商品はありませぬ。

(1) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は以下のとおりです。

上場株式はレベル1に区分し、各期末の市場価格によって測定しています。

非上場株式等はレベル3に区分し、類似公開会社比較法等の評価技法を用いて測定しています。

デリバティブ資産・負債はレベル2に区分し、通貨デリバティブは先物為替相場、金利デリバティブは市場金利や信用リスク、満期までの期間等の観察可能なデータに基づいて、それぞれ測定しています。

企業結合等により生じた条件付対価の公正価値は、レベル3に区分し、将来の支払い可能性を見積り測定しています。

公正価値で測定される主な金融商品の2025年3月31日（当連結会計年度末）における公正価値の測定レベル別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	－	16,731	－	16,731
株式等	－	－	828	828
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式等	424	－	15,159	15,583
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	1,007	－	1,007
条件付対価	－	－	1,689	1,689

レベル3に区分された金融資産の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	7,718
利得及び損失 (注)	
純損益	95
その他の包括利益	53
購入	8,587
その他	△466
期末残高	15,987

(注) 純損益に認識した利得又は損失は、主に連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しています。

純損益に認識した利得又は損失合計の内、当連結会計年度末において保有する金融商品に係るものは、当連結会計年度において95百万円です。

レベル3に区分された金融負債の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	7,119
決済	△6,000
公正価値の変動	564
その他	6
期末残高	1,689

(2) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の公正価値の測定方法は以下のとおりです。なお、これらの金融商品は主としてレベル2に区分しています。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

リース債権は、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて測定しています。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

(社債及び借入金)

固定金利による社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の社債の発行や新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて測定しています。

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

なお、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。

	連結財政状態計算書 計上額 (百万円)	公正価値 (百万円)	差額 (百万円)
金融資産			
リース債権	105,382	105,176	△206
金融負債			
社債	124,484	120,093	△4,391
借入金	94,611	93,145	△1,466

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、「内視鏡事業」「治療機器事業」及び「その他事業」を基本にして組織が構成されていましたが、当連結会計年度より「内視鏡事業」及び「治療機器事業」を基本にした組織構成に変更しています。

当社は、PTCJ-6Oホールディングス株式会社及びPTCJ-6Fホールディングス株式会社（ポラリス・キャピタル・グループ株式会社が設立した特別目的会社で以下、「ポラリス・キャピタル・グループ」と総称します）に対して、オリンパステルモバイオマテリアル株式会社およびFH Ortho SAS社（以下、「FHOグループ」）から構成される整形外科事業を譲渡することについて、ポラリス・キャピタル・グループとの間でプット・オプション契約を締結し、当該契約に基づき、2024年7月12日に譲渡を完了しました。

この譲渡の結果、従来の「その他事業」に関して財務情報として金額的な重要性が低下するため、上記の通り組織構成の変更を行っています。

「内視鏡事業」及び「治療機器事業」については、事業毎に分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、定期的に報告を行う単位となっていることから、これらの事業で計上する収益を売上高として表示しています。また、売上高は顧客の所在地に基づき地域別に分解しています。これらの分解した売上高と各報告セグメントの売上高との関連は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	内視鏡	治療機器	その他	計
日本	70,462	39,650	417	110,529
北米	258,214	155,600	82	413,896
欧州	157,041	97,579	—	254,620
中国	67,926	27,797	15	95,738
アジア・オセアニア	62,048	31,643	16	93,707
その他	20,453	8,389	—	28,842
合計	636,144	360,658	530	997,332
顧客との契約から認識した収益	546,437	347,498	530	894,465
その他の源泉から認識した収益	89,707	13,160	—	102,867

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号に基づくリース収益等が含まれています。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	2024年4月1日	2025年3月31日
顧客との契約から生じた債権	146,956	149,076
契約資産	220	347
契約負債	65,616	60,215

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、営業債権及びその他の債権に含まれており、契約負債は、その他の流動負債及びその他の非流動負債に含まれています。

当連結会計年度に認識された継続事業の収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は、60,102百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務の充足時期ごとの収益は、以下のとおりです。なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は、実務上の便法の規定を適用し当該開示には含みません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	21,763
1年超	11,842
合計	33,605

国際最低課税額に対する法人税等に関する注記

法人所得税費用に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額は4,743百万円です。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	666.54円
2. 基本的1株当たり当期利益	
継続事業	102.94円
非継続事業	0.05円
基本的1株当たり当期利益	102.99円

重要な後発事象に関する注記

(報告セグメントの変更)

当社グループは、2026年3月期より従来の内視鏡事業、治療機器事業を消化器内視鏡ソリューション事業、サージカルインターベンション事業に再編成しています。

この組織再編に合わせて報告セグメントについても従来の「内視鏡事業」、「治療機器事業」から「消化器内視鏡ソリューション事業」、「サージカルインターベンション事業」に変更するとともに、かねてより進めてきた事業ポートフォリオの選択と集中、医療事業への特化により全社共通機能の役割も変化したことから、共通費用の配賦方法を見直し、当該機能から事業部門に対して基礎研究等の費用を新たに配賦しております。なお、当社が開示する変更後の報告セグメントに係る財務情報については、現時点では確定したものではありません。

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元強化および資本効率の向上を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

1. 取得対象株式の種類	当社普通株式
2. 取得しうる株式の総数	36,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.19%)
3. 株式の取得価額の総額	50,000百万円(上限)
4. 取得期間	2025年7月28日～2025年10月31日
5. 取得方法	取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付

(3) 消却に係る事項の内容

1. 消却対象株式の種類	当社普通株式
2. 消却する株式の総数	上記(2)により取得する自己株式のうち、今後株式報酬等として充当を見込む株数(3,000,000株)を除いた全株式数
3. 消却予定日	2025年11月28日

その他の注記

1. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益のうち、主なものは以下のとおりです。

(連結子会社の訴訟に関連する引当金の戻入)

当社の連結子会社であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd.と深圳市安平泰投資發展有限公司との間で控訴審を終結させる旨の裁判上の和解が成立したことに伴い、訴訟等に係る損失に備えるため過去に見積もり計上した引当金の戻入額874百万円を「その他の収益」に計上しています。

(固定資産の返還に対する補償金)

当社の連結子会社であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd.が中国・深圳市に保有する土地使用権及び建物を深圳市政府へ返還したことに伴う補償金1,170百万円を「その他の収益」に計上しています。

(2) その他の費用

その他の費用のうち、主なものは以下のとおりです。

(品質関連費用)

各国当局の医療機器に対する品質法規制を遵守し、品質保証機能を強化する目的で、コンプレイント対応、医療機器報告 (MDR) 、プロセスおよび設計の検証等の改善活動費用19,350百万円を「その他の費用」に計上しています。

(社外転進支援制度の実施)

当社および当社グループ会社が実施した社外転進支援制度による特別支援金の支給や再就職の支援において発生する費用として、2,865百万円を「その他の費用」に計上しています。

(減損損失)

内視鏡事業及び治療機器事業における開発資産について、市場環境の変化等の影響により取得時に想定していた収益を見込めなくなったことから回収可能価額まで減額し、減損損失をそれぞれ2,110百万円、448百万円認識し、「その他の費用」に計上しています。

2. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、定期的に検討を行う単位となっているものです。

当社グループは、従来「内視鏡事業」「治療機器事業」及び「その他事業」の3区分を報告セグメントとしていましたが、当連結会計年度より「内視鏡事業」及び「治療機器事業」の2区分を報告セグメントとすることに变更しています。

当社は、PTCJ-6Oホールディングス株式会社及びPTCJ-6Fホールディングス株式会社 (ポラリス・キャピタル・グループ株式会社が設立した特別目的会社で以下、「ポラリス・キャピタル・グループ」と総称します) に対して、オリンパステルモバイオマテリアル株式会社およびFH Ortho SAS社 (以下、「FHOグループ」) から構成される整形外科事業を譲渡することについて、ポラリス・キャピタル・グループとの間でプット・オプション契約を締結し、当該契約に基づき、2024年7月12日に譲渡を完了しました。

この譲渡の結果、従来の「その他事業」に関して財務情報として金額的な重要性が低下するため、上記の通りセグメント区分の変更を行っています。

なお、当連結会計年度より、当社グループ内の会社組織変更及び業績管理区分の見直しに伴い、従来「その他」に計上していたセグメント間の売上高を「内視鏡」および「治療機器」の区分に配分のうえ計上していません。

なお、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスは以下のとおりです。

報告セグメント	主要な製品及びサービス
内視鏡事業	消化器内視鏡、外科内視鏡、医療サービス
治療機器事業	消化器科処置具、泌尿器科製品、呼吸器科製品、エネルギー・デバイス、耳鼻咽喉科製品、婦人科製品

(2) 報告セグメントの収益、業績及びその他の項目

報告セグメントによる収益、業績及びその他の項目は、以下のとおりです。なお、報告セグメントの会計処理の方法は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項」における記載と同一です。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	調整額 (注3,4, 5, 6)	連結計算書類 計上額
	内視鏡	治療機器	計			
売上高						
外部顧客への売上高	636,144	360,658	996,802	530	—	997,332
セグメント間の売上高 (注1)	157	29	186	—	△186	—
計	636,301	360,687	996,988	530	△186	997,332
営業利益又は損失	141,398	61,453	202,851	△473	△39,916	162,462
金融収益						3,449
金融費用						6,841
税引前利益						159,070
その他の項目						
持分法による投資損益	493	△27	466	—	—	466
減価償却費及び償却費	43,466	18,546	62,012	141	4,197	66,350
減損損失	2,599	542	3,141	—	495	3,636
セグメント資産	672,499	474,492	1,146,991	5,401	280,434	1,432,826
持分法で会計処理されている投資	148	334	482	—	—	482
資本的支出	56,486	21,588	78,074	5	6,880	84,959

(注1) セグメント間の売上高は、市場実勢価格に基づいています。

(注2) その他の金額は、新規事業に関する研究開発や探索活動などの報告セグメントに含まれない事業セグメントの金額です。

(注3) 営業利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去並びに報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎的研究費等からなる全社費用です。

(注4) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産です。

(注5) 減価償却費及び償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる減価償却費及び償却費です。

(注6) 資本的支出の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる固定資産の増加額です。

3. 売却目的で保有する資産及び直接関連する負債

売却目的で保有する資産の内訳は、以下の通りです。

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2025年3月31日)	
資産	
土地	299
建物及び構築物	150
合計	449

当連結会計年度末に売却目的保有に分類した資産は、経営資源最適化の観点から全社資産であり、期末日から1年以内に売却することを予定しています。

4. 企業結合

(Sur Medical SpA社の取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Sur Medical SpA社 (以下、Surmedical社)

事業の内容 医療機器の販売

② 企業結合を行った主な理由

Surmedical社は10年以上にわたり、チリでのオリンパスのパートナーとして、当社の消化器分野におけるリーダーシップの確立に貢献しました。また、オリンパスの内視鏡処置具市場におけるプレゼンスや、信頼性のある医療機器の修理サービスを構築してきました。

Surmedical社のオリンパス製品の販売事業を買収することで、当社は今後チリにおける自社製品の販売と事業戦略を直接展開し、業務効率化とカスタマーサービスを強化していきます。

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 取得日

2025年1月14日

⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得関連費用

取得関連費用として105百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)	
	金額
支払対価の公正価値	
現金等	4,541
合計	4,541

取得資産及び引受負債の公正価値

現金及び現金同等物	16
営業債権及びその他の債権	701

棚卸資産	513
その他の流動資産	319
有形固定資産	247
無形資産 (のれん除く)	1,732
営業債務及びその他の債務	△44
その他の流動負債	△337
繰延税金負債	△9
取得資産及び引受負債の公正価値 (純額)	3,138
のれん	1,403
合計	4,541

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。なお、これらの配分は完了していないため、上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であり、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合は、取得日から1年間は上記金額を修正することがあります。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

5. 非継続事業

(1) 非継続事業の概要

当社は、PTCJ-6Oホールディングス株式会社及びPTCJ-6Fホールディングス株式会社（ポラリス・キャピタル・グループ株式会社が設立した特別目的会社で以下、「ポラリス・キャピタル・グループ」と総称します）に対して、オリンパステルモバイオマテリアル株式会社およびFH Ortho SAS社（以下、「FHOグループ」）から構成される整形外科事業を譲渡することについて、ポラリス・キャピタル・グループとの間でプット・オプション契約を締結し、当該契約に基づき、2024年7月12日に譲渡を完了しました。詳細は、その他の注記「7. 支配の喪失」に記載のとおりです。

(2) 非継続事業の損益

非継続事業の損益は、以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	2,929
売上原価	987
売上総利益	1,942
販売費及び一般管理費	1,908
持分法による投資損益	—
その他の収益	436
その他の費用	428
営業利益	42
金融収益	22
金融費用	3
税引前利益	61
法人所得税費用	6
非継続事業からの当期利益	55

(3) 非継続事業のキャッシュ・フロー

非継続事業のキャッシュ・フローは、以下の通りです。

(単位：百万円)

非継続事業のキャッシュ・フロー	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△467
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額) (注)	6,551
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△43

(注) 投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)には、当連結会計年度において、整形外科事業の譲渡による収入3,730百万円及びオリンパステルモバイオマテリアル株式会社からの貸付金の回収による収入3,101百万円が含まれています。

6. 自己株式の取得及び消却

(自己株式の消却)

当社は、2023年11月9日開催の取締役会決議に基づき、2024年4月30日付で自己株式の消却を行いました。この消却により自己株式は、当連結会計年度において37,446,500株減少しました。当該消却の影響として、自己株式が77,161百万円減少し（資本におけるマイナス表示額の縮小）、資本剰余金についても77,161百万円減少しています。

なお、上記消却の金額は資本剰余金の中のその他資本剰余金から減額していますが、その他資本剰余金を上回る金額については利益剰余金より減額しています。

当社は、2024年5月10日開催の取締役会決議に基づき、2025年1月31日付で自己株式の消却を行いました。この消却により自己株式は、当連結会計年度において38,583,900株減少しました。当該消却の影響として、自己株式が95,338百万円減少し（資本におけるマイナス表示額の縮小）、資本剰余金についても95,338百万円減少しています。

なお、上記消却の金額は資本剰余金の中のその他資本剰余金から減額していますが、その他資本剰余金を上回る金額については利益剰余金より減額しています。

(自己株式の処分)

当社は、2024年6月10日付及び2024年7月24日付で事後交付型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分などを行いました。これらの処分により自己株式は、当連結会計年度において692,833株減少しました。当該処分の影響として、自己株式が1,425百万円減少しています。

(自己株式の取得)

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。また当連結会計年度における自己株式の取得を以下のとおり実施しました。

(1) 2024年5月10日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1. 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 取得しうる株式の総数 | 60,000,000株(上限) |
| 3. 株式の取得価額の総額 | 100,000百万円(上限) |
| 4. 取得期間 | 2024年5月13日～2024年12月31日 |
| 5. 取得方法 | 取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付 |

(2) 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1. 取得した株式の総数 | 38,583,900株 |
| 2. 株式の取得価額の総額 | 100,000百万円 |
| 3. 取得期間 | 2024年5月13日～2024年11月19日 |

7. 支配の喪失

(整形外科事業の譲渡)

(i) 取引の概要

当社は、PTCJ-6Oホールディングス株式会社及びPTCJ-6Fホールディングス株式会社(ポラリス・キャピタル・グループ株式会社が設立した特別目的会社で以下、「ポラリス・キャピタル・グループ」と総称します)に対して、オリンパステルモバイオマテリアル株式会社およびFH Ortho SAS社(以下、「FHOグループ」)から構成される整形外科事業を譲渡することについて、ポラリス・キャピタル・グループとの間でプット・オプション契約を締結しました。当該契約に基づき、2024年7月12日に本事業譲渡を完了しています。この結果、当社は同日付を以て整形外科事業に対する支配を喪失しました。

(ii) 支配の喪失を伴う資産及び負債

	(単位:百万円)
	金額
流動資産	10,122
非流動資産	2,358
資産合計	12,480
流動負債	2,937
非流動負債	1,093
負債合計	4,030

(iii) 支配の喪失に伴うキャッシュ・フロー

	(単位:百万円)
	金額
支配喪失の対価として受け取った現金及び現金同等物	5,634
事業譲渡に関連する費用	△350
支配を喪失した子会社における現金及び現金同等物	△1,554
整形外科事業の譲渡による収入(注)	3,730

(注)整形外科事業の譲渡による収入は、連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)において投資活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

(iv) 支配の喪失に伴う損益

整形外科事業に対する支配の喪失に伴って認識した譲渡益は435百万円であり、連結損益計算書上、「非継続事業からの当期利益」に含めています。

8. 引当金

(連結子会社の訴訟に関連する引当金の戻入)

当社の連結子会社であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd.と深圳市安平泰投资发展有限公司との間で控訴審を終結させる旨の裁判上の和解が成立したことに伴い、訴訟等に係る損失に備えるため過去に見積もり計上した引当金を取り崩しています。なお、引当金の戻入額については、その他の注記「1. その他の収益及びその他の費用」に記載しています。

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（単位：百万円）

科目	2025年3月期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前利益	159,070
非継続事業からの税引前利益	61
減価償却費及び償却費	66,456
減損損失	3,636
受取利息及び受取配当金	△3,308
支払利息	4,628
持分法による投資損益（△は益）	△466
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）	△27,725
棚卸資産の増減額（△は増加）	△3,410
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）	△1,926
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	1,408
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△1,197
引当金の増減額（△は減少）	△15,225
その他	6,338
小計	188,340
利息の受取額	3,296
配当金の受取額	12
利息の支払額	△4,194
法人所得税の支払額	3,009
営業活動によるキャッシュ・フロー	190,463

科目	2025年3月期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△46,001
無形資産の取得による支出	△19,208
投資有価証券の取得による支出	△8,588
整形外科事業の譲渡による収入	3,730
子会社の取得による支出	△3,881
貸付金の回収による収入	4,283
条件付対価の決済による支出	△4,793
株式取得契約の解除に伴う回収額	7,603
その他	1,386
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース負債の返済による支出	△19,302
長期借入金の返済による支出	△50,035
配当金の支払額	△20,981
自己株式の取得による支出	△100,002
社債の償還による支出	△20,000
その他	△1,222
財務活動によるキャッシュ・フロー	△211,542
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,853
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△88,401
現金及び現金同等物の期首残高	340,933
現金及び現金同等物の期末残高	252,532

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2025年3月期 2025年3月31日現在	科目	2025年3月期 2025年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	420,986	流動負債	315,572
現金及び預金	112,108	買掛金	40,771
受取手形	3	1年内償還予定の社債	25,000
売掛金	72,259	1年内返済予定の長期借入金	70,000
製品	39,585	リース債務	194
仕掛品	1,146	未払金	10,048
原材料及び貯蔵品	63,979	未払費用	88,565
短期貸付金	26,496	未払法人税等	9,358
未収入金	95,302	預り金	71,537
その他	10,283	製品保証引当金	43
貸倒引当金	△ 175	事業構造改革引当金	13
		その他	43
固定資産	492,026	固定負債	140,235
有形固定資産	66,306	社債	99,760
建物	37,967	長期借入金	35,000
構築物	1,427	リース債務	601
機械及び装置	1,860	長期未払法人税等	4,743
車両運搬具	4	長期預り金	29
工具、器具及び備品	8,159	その他	102
土地	8,518		
リース資産	811	負債合計	455,807
建設仮勘定	7,560	純資産の部	
無形固定資産	7,308	株主資本	458,587
ソフトウェア	3,324	資本金	124,643
ソフトウェア仮勘定	3,945	資本剰余金	91,063
施設利用権等	39	資本準備金	91,063
投資その他の資産	418,412	利益剰余金	270,805
投資有価証券	1,294	その他利益剰余金	270,805
関係会社株式	369,437	圧縮記帳積立金	900
関係会社出資金	612	繰越利益剰余金	269,905
前払年金費用	17,314	自己株式	△ 27,924
長期未収入金	5,299	評価・換算差額等	△ 1,578
繰延税金資産	10,011	その他有価証券評価差額金	181
その他	19,139	繰延ヘッジ損益	△ 1,759
貸倒引当金	△ 4,694	新株予約権	196
資産合計	913,012	純資産合計	457,205
		負債純資産合計	913,012

損益計算書

(単位：百万円)

科目	2025年3月期 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高	389,797
売上原価	303,689
売上総利益	86,108
販売費及び一般管理費	73,623
営業利益	12,485
営業外収益	64,799
(受取利息)	398
(受取配当金)	58,640
(その他)	5,761
営業外費用	7,768
(支払利息)	753
(社債利息)	603
(為替差損)	3,335
(シンジケートローン手数料)	4
(事業構造改革費用)	459
(株式取得契約の締結及び解除関連費用)	129
(その他)	2,485
経常利益	69,516
特別利益	4,310
(関係会社株式売却益)	4,310
特別損失	3,450
(減損損失)	809
(関係会社株式評価損)	550
(早期割増退職金等)	2,079
(開発中止に伴う損失)	12
税引前当期純利益	70,376
法人税、住民税及び事業税	7,791
過年度法人税等	671
法人税等調整額	249
当期純利益	61,665

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
2024年4月1日残高	124,643	91,063	—	91,063	927	401,625	402,552
当期変動額							
剰余金の配当						△20,981	△20,981
当期純利益						61,665	61,665
自己株式の取得							
自己株式の処分			68	68			
自己株式の消却			△172,499	△172,499			
利益剰余金から資本 剰余金への振替			172,431	172,431		△172,431	△172,431
圧縮記帳積立金の取崩					△27	27	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	△27	△131,720	△131,747
2025年3月31日残高	124,643	91,063	—	91,063	900	269,905	270,805

項目	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2024年4月1日残高	△102,017	516,241	311	△3,900	△3,589	260	512,912
当期変動額							
剰余金の配当		△20,981					△20,981
当期純利益		61,665					61,665
自己株式の取得	△100,002	△100,002					△100,002
自己株式の処分	1,596	1,664				△64	1,600
自己株式の消却	172,499	—					—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△130	2,141	2,011		2,011
当期変動額合計	74,093	△57,654	△130	2,141	2,011	△64	△55,707
2025年3月31日残高	△27,924	458,587	181	△1,759	△1,578	196	457,205

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①満期保有目的の債券 ……………償却原価法
- ②子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ③其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる……………時価法

債権及び債務

(3) 棚卸資産 ……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ……………定額法

- ①車両運搬具、工具及び備品 ……………法人税法に基づく耐用年数によっています。
- ②その他の有形固定資産 ……………機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……………定額法

法人税法に基づく耐用年数によっています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (3年から5年) によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していません。
リース取引に係るリース資産 ……………す。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。

(4) 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、内視鏡事業、治療機器事業の製品販売を主な事業としています。

内視鏡事業

内視鏡事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡などの医療機器の販売及び修理などの医療サービスを行っており、グループ会社を主な顧客としています。

内視鏡事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。製品の修理については、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しています。これらによる収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

治療機器事業

治療機器事業においては、消化器科処置具、泌尿器科製品、呼吸器科製品、エネルギー・デバイス並びに耳鼻咽喉科製品及び婦人科製品などの医療機器の販売を行っており、グループ会社を主な顧客としています。

治療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しています。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお為替予約が付されている外貨建売掛金及び外貨建未収入金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引

・ヘッジ対象 ……外貨建売掛金の予定取引、借入金、外貨建社債、外貨建社債利息、外貨建預金、外貨建未収入金

③ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	79,688百万円
2. 偶発債務	
保証債務	1,114百万円
上記は関係会社に対する保証予約等です。	
3. 関係会社に対する短期金銭債権	187,011百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	175,232百万円
5. 貸倒引当金	
貸倒引当金のうち3,283百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金3,283百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しています。	

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	381,664百万円
仕入高	324,601百万円
その他の営業取引	30,963百万円
営業取引以外の取引による取引高	64,014百万円

会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

1. 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当事業年度の計算書類に計上した棚卸資産の金額は104,710百万円です。

2. 固定資産の減損

当社は、有形固定資産および無形固定資産のうち事業年度末現在で減損している可能性を示す兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し減損損失を計上しています。減損損失の認識および測定にあたり、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産および無形固定資産の金額はそれぞれ66,306百万円、7,308百万円であり、減損損失は809百万円計上しています。

3. 偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示しています。

4. 退職給付債務の測定

退職給付制度については、退職給付債務と年金資産の公正価値及び数理差異等の未認識項目の純額を負債又は資産として認識しています。

退職給付債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。

これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当事業年度の計算書類に計上した前払年金費用の金額は17,314百万円です。

5. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。

課税所得が生じる可能性の判断においては、成長率や営業利益率等の仮定を含む事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産(純額)の金額は10,011百万円であり、繰延税金負債と相殺前の金額は16,152百万円です。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,139,116,300株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 11,305,636株

当事業年度における普通株式の自己株式は、単元未満株式の買取りにより862株増加、ストックオプションの行使により70,800株減少、譲渡制限付株式報酬の株式処分により692,833株減少、自己株式の取得により38,583,900株増加、自己株式の消却により76,030,400株減少しています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)

棚卸資産	4,177百万円
前払費用	2,395百万円
未払賞与	1,345百万円
有形固定資産	4,018百万円
無形固定資産	2,455百万円
投資有価証券	463百万円
関係会社株式	32,565百万円
貸倒引当金	1,534百万円
繰延ヘッジ損益	776百万円
その他	2,699百万円
繰延税金資産小計	52,427百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△36,275百万円
繰延税金資産合計	16,152百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△46百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△408百万円
前払年金費用	△5,468百万円
その他	△219百万円
繰延税金負債合計	△6,141百万円
繰延税金資産の純額	10,011百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Olympus Global Treasury Services Limited	所有 直接 100.0	当社グループの 資金管理 役員の兼任	有償減資 (注1)	40,465	—	—
	Olympus Corporation of the Americas	所有 直接 100.0	当社製品の販売 役員の兼任	増資の引受 (注2)	40,465	—	—

(注1) Olympus Global Treasury Services Limitedが行った減資を計上したものです。

(注2) Olympus Corporation of the Americas が行った増資の引き受けによるものです。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	竹内 康雄	所有 直接 0.0	当社取締役 代表執行役 会長 兼ESG Officer (注1)	金銭報酬債権の現物出資 (注6)	224	—	—
役員	シュテファン・カウフマン	所有 直接 0.0	当社取締役 代表執行役 社長兼CEO (注2)	金銭報酬債権の現物出資 (注6)	204	—	—
役員	フランク・ドレバロウスキー	所有 直接 0.0	当社執行役 兼ESD Head (注3)	金銭報酬債権の現物出資 (注6)	69	—	—
役員	アンドレ・ヘリバルト・ローガン	所有 直接 0.0	当社執行役 兼CTO (注4)	金銭報酬債権の現物出資 (注6)	59	—	—
役員	小林 哲男	所有 直接 0.0	当社執行役 兼CMSO	金銭報酬債権の現物出資 (注6)	38	—	—
役員	大月 重人	所有 直接 0.0	当社執行役 兼CHRO	金銭報酬債権の現物出資 (注6)	22	—	—
役員	ガブリエラ・カステーヨ・ケイナー	所有 直接 0.0	当社執行役 兼CSO	金銭報酬債権の現物出資 (注7)	22	—	—
役員	榎田 恭正	所有 直接 0.0	当社取締役 (注5)	金銭報酬債権の現物出資 (注7)	22	—	—
役員	新貝 康司	所有 直接 0.0	当社取締役 (注5)	金銭報酬債権の現物出資 (注7)	15	—	—
役員	大久保 俊彦	所有 直接 0.0	当社取締役	金銭報酬債権の現物出資 (注6)	13	—	—

(注1) 2025年4月1日付で当社取締役 代表執行役 会長 兼社長 兼CEO 兼ESG Officerに就任しており、2025年6月1日付で当社取締役 代表執行役 会長 兼ESG Officerに就任する予定です。

(注2) 2024年10月28日付で役員を辞任により退任しており、上記は在任期間に係る当期の取引を記載しております。

(注3) 2025年4月1日付で当社執行役 Gastrointestinal Solutionsに就任しております。

(注4) 2025年3月31日付で役員を退任しており、上記は在任期間に係る当期の取引を記載しております。

(注5) 2024年6月26日付で役員を退任しており、上記は在任期間に係る当期の取引を記載しております。

(注6) 業績連動型株式報酬制度、事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(注7) 事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	405円22銭
2. 1株当たり当期純利益	53円89銭

その他の注記

(社外転進支援制度の実施)
当社が実施した社外転進支援制度による特別支援金の支給や再就職の支援において発生する費用として、2,079百万円を「早期割増退職金等」に計上しています。

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第32条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元強化および資本効率の向上を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

1. 取得対象株式の種類 当社普通株式
2. 取得しうる株式の総数 36,000,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 3.19%)
3. 株式の取得価額の総額 50,000百万円 (上限)
4. 取得期間 2025年7月28日～2025年10月31日
5. 取得方法 取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付

(3) 消却に係る事項の内容

1. 消却対象株式の種類 当社普通株式
2. 消却する株式の総数 上記(2)により取得する自己株式のうち、今後株式報酬等として充当を見込む株数 (3,000,000株) を除いた全株式数
3. 消却予定日 2025年11月28日

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

国際最低課税額に対する法人税等に関する注記

法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額は4,743百万円です。

企業結合等関係

(整形外科事業の譲渡)

当社は、PTCJ-6Oホールディングス株式会社及びPTCJ-6Fホールディングス株式会社（ポラリス・キャピタル・グループ株式会社が設立した特別目的会社で以下、「ポラリス・キャピタル・グループ」と総称します）に対して、オリンパステルモバイオマテリアル株式会社およびFH Ortho SAS社（以下、「FHOグループ」）から構成される整形外科事業を譲渡することについて、ポラリス・キャピタル・グループとの間でプット・オプション契約を締結しました。当該契約に基づき、2024年7月12日に本事業譲渡を完了しています。

(1) 譲渡の理由

当社は、「患者さんの安全と持続可能性」「成長のためのイノベーション」「生産性の向上」という3つの優先事項のもと、グローバル・メドテックカンパニーとしての地位を強化し、Our Purpose/私たちの存在意義「世界の人々の健康と安心、心の豊かさ」を実現するための経営戦略（以下「本経営戦略」）を2023年5月12日付で公表しました。本経営戦略に基づき、当社が価値を最も発揮できる疾患領域に注力し、消化器科、泌尿器科、呼吸器科領域のリーディングカンパニーとして、重要かつ長期的な成長市場でプレゼンスを高めていきます。これらの分野へ注力するため、オリンパステルモバイオマテリアル株式会社及びFHOグループをポラリス・キャピタル・グループに譲渡することが、当社グループの企業価値向上及び整形外科事業の自律的かつ持続的な成長の実現に最適であるとの結論に至っています。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

ポラリス・キャピタル・グループ

(3) 株式譲渡の時期

2024年7月12日

(4) 異動する連結子会社の名称、事業内容及び取引内容

名称：オリンパステルモバイオマテリアル株式会社

事業内容：人工骨補填材等の生体材料、整形外科用器具などの開発・製造・販売等

当社との取引内容：資金の援助

(5) 譲渡する株式数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

①譲渡前の所有株式数：192,000株（持分比率：95.7%）

②譲渡株式数：192,000株

③譲渡後の所有株式数：-株（持分比率：-%）

④譲渡価額：4,756百万円

2025年3月期において、子会社株式譲渡による売却益4,310百万円を「関係会社株式売却益」に計上していません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		2025年5月16日
オリンパス株式会社 取締役会 御中	EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 薄 井 誠 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 榎 本 征 範 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 今 野 光 晴	
監査意見		
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリンパス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。		
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。		
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		
連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任		
経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。		
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。		
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。		
連結計算書類の監査における監査人の責任		
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。		
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。		
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。		
・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。		
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。		
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。		
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。		
・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。		
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。		
監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。		
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。		
利害関係		
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。		

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		2025年5月16日
オリンパス株式会社 取締役会 御中	EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 薄 井 誠 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 榎 本 征 範 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 今 野 光 晴	
監査意見		
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリンパス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。		
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。		
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		
計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任		
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。		
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。		
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。		
計算書類等の監査における監査人の責任		
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。		
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。		
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。		
・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。		
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。		
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。		
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。		
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。		
監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。		
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。		
利害関係		
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。		

以上

監 査 報 告 書

監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、会社の内部監査機能その他内部統制機能と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。執行役等及び会社の内部監査機能その他内部統制機能からは子会社を含むグループ全体に関する報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について確認いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

なお、元取締役代表執行役社長兼CEO個人が、違法薬物を譲り受けたとして有罪判決を受けた事案を踏まえ、監査委員会は引き続き、コアバリュー及びグローバル行動規範が企業文化として浸透し、事業活動が行われているかを注視してまいります。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

オリンパス株式会社 監査委員会

監査委員 観 恒 平 ㊟

監査委員 市川 佐知子 ㊟

常勤監査委員 大久保 俊彦 ㊟

(注) 監査委員観恒平、市川佐知子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

ご参考 当社の内視鏡について紹介します！

当社は、1950年に世界で初めて、実用的な胃カメラを開発し、その後も内視鏡を使った様々な検査・治療方法の開発に医師とともに取り組んできました。当社は、ケア・パスウェイ*の強化に取り組むことで、患者さんのQOL（Quality of Life：生活の質）の向上を目指しています。

* ケア・パスウェイとは、患者さんが経験する予防、診断、治療、予後（経過観察）までの一連の過程です。

内視鏡とは？

内視鏡は体の中の様子をモニターに映し出し、検査や治療を行える医療機器です。内視鏡での検査や治療を活用することで**胃がんや大腸がんなどを早期で発見**することが可能となり、進行度によっては同時に患部を切除することもできます。



「おなかの健康ドットコム」

おなかにまつわるさまざまな病気を紹介するとともに、がん検診制度や内視鏡検査について解説します。

詳しくはWEBをご覧ください

内視鏡検査の構造と技術：
https://www.onaka-kenko.com/endoscope-closeup/endoscope-technology/et_01.html



当社の内視鏡製品

当社の内視鏡は、病変の発見・診断・治療の質や検査効率の向上を目指した技術を搭載することで、がんなどの**病変の早期発見**と**体への負担が少ない治療**に貢献しています。

これまで当社は、医師との二人三脚で内視鏡技術の改良を進め、診断・治療方法を充実させてきました。内視鏡医のニーズに応え、**世界をリードし続けている高い技術力**は当社製品の優位性の一つとなり、主力の**消化器内視鏡は高い世界シェア**を誇っています。

消化器内視鏡

自然開口部（口・鼻・肛門）から消化器に挿入し、良性・悪性疾患の観察、診断を行います。さらに、異物摘出、止血、ポリープ切除等、内視鏡による治療技術は進歩し、さまざまな病気の治療にも貢献しています。

● 消化器内視鏡システムの例



外科内視鏡

体表に開けた小孔から体腔（腹部および胸部）に挿入し、外科的治療を行います。内視鏡での外科手術は患者さんの心身への負担が少ない治療であるため、消化器外科や泌尿器科で急速に発展し、胸部外科などでも用いられています。

● 腹腔鏡手術の例



ケア・パスウェイの強化と製品の歴史



詳しくはWEBをご覧ください

Our History : https://www.olympus.co.jp/ir/data/integratedreport/pdf/integrated_report_2024j_A3.pdf#page=7



※10頁をご参照ください。

* 医薬品医療機器等法未承認品など、一部地域における未承認、未発売の技術を含む製品、デバイス情報が含まれています。（2025年4月時点）

ご参考 内視鏡を通じた取り組みを紹介いたします！

WHY?

なぜ
取組むのか



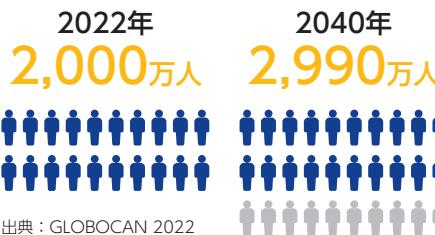
がんの早期発見、早期治療に貢献するためです。

がん罹患患者数は世界的に増加する傾向にあります。また、国や地域により医療体制や医療水準に大きな差異がありますが、がんは早期に適切な診断、治療を受けることができれば、治せる可能性が高まります。

● 世界的に増加傾向にあるがん罹患患者数

がん患者数 (2022年/2040年比較)

世界中の男女、すべての年齢における2022年から2040年までの推定新規患者数 (すべてのがん)



● 国・地域による医療体制の差異

内視鏡医の人数

人口10万人あたりの内視鏡医の人数は、日本が28.2人であるのに対して、インドは0.7人とどまっています。



※一般公表データより当社作成

医療従事者・医学会や地域行政・コミュニティと協働で課題に取り組みます。

医療従事者へ内視鏡のトレーニング機会の提供、医療従事者とともに患者さんの安全を第一に考えた先進的な医療機器・技術開発の推進、医学会や地域行政と連携したがん検診の啓発活動の支援の3つを柱に活動を行っています。

HOW?

どのように
取組むのか



新たな技術の開発と、新興国の医療水準向上を推進していきます。

● 新たな技術の開発

消化器内視鏡での画像診断にAIを活用することで、がんの早期発見、早期治療に貢献することを目指しています。

● 新興国の医療水準向上

現地医師の育成や消化器内視鏡の出張検査などの支援を通じて新興国の医療水準向上に貢献していきます。

WHAT?

なに
をするのか



ACTION 1

世界各地におけるがん啓発・支援活動



当社グループでは、将来がん患者になり得る方々やNPOなどのパートナーに対し、がん啓発活動をグローバルに展開しています。また、従業員を対象とした社内啓発活動も行っています。当社グループのがんに対する啓発活動は、地域社会や従業員のがん予防・早期発見に関する意識や知識の向上を目的としています。この活動を通じて、医療分野における社会変革に積極的に貢献していきます。



詳しくはWEBをご覧ください
がん啓発活動： <https://www.olympus.co.jp/csr/social/impact/>



ACTION 2

新興国における医師育成支援



ケニアでの研修前オープニングセレモニー

ベトナム・ホーチミンで開催した研修の様子



近年、新興国において、がんなどの病気が増加しており、その対策が急務となっています。当社は、日本の優れた医療技術やサービスを新興国に普及させることで、現地の医療水準の向上に寄与できると考え、日本の政府機関や関連学会とともに、産官学連携による医師育成支援などの国際協力活動に取り組んでいます。

詳しくはWEBをご覧ください
新興国における医師育成支援： <https://www.olympus.co.jp/csr/social/cooperation/>



ACTION 3

消化器内視鏡の出張検査



世界最多の人口14億人を有する大国インドでは、急激に経済発展が進む中で、がんの検診や治療のインフラが圧倒的に不足している現状があります。当社グループはその課題解決の一端を担うべく、病院と協業して、内視鏡検査装置を車に乗せて村々を巡る、出張検査プログラムを推進しています。

詳しくはWEBをご覧ください
インドの医療水準向上に貢献： <https://www.olympus.co.jp/csr/materiality/stories/omsi/>



内視鏡検査の様子



株主総会会場 ご案内図



会場 | 東京都新宿区西新宿6-6-2 ヒルトン東京 4階「菊の間」

交通 | JR、小田急線、京王線 **新宿駅（西口）** より徒歩約10分
東京メトロ丸ノ内線 **西新宿駅（C8出口）** より徒歩約2分
都営大江戸線 **都庁前駅（A7出口）** より徒歩約3分

- ・総会当日、会場内の座席数の都合上、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・本株主総会は、当日会場にお越しいただくことなく、インターネットによる出席（バーチャル出席）の方法により、ご質問および議決権行使を行っていただくことができます。
- ・株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。